

(2) 再犯時の犯行場所種別

再犯時の犯行場所に関する地域的な分布については、先に記載したとおりであるので、ここでは、犯行場所の種別（自宅、他人宅、飲食店、コンビニエンスストア及びスーパーマーケット（以下「コンビニ・スーパー」という。）、金融機関、事務所、ホテル、病院、公園、路上及び駐車場、自動車及び電車内、その他）による分布を検討した。再犯時の犯行場所の種別は、表137、138、図144、145のとおりである。全体としては、自宅、路上・駐車場、他人住宅がそれぞれ20%を超え、この3種で65%以上を占めている。群別に見ると、殺人、放火群では自宅の比率が最も高く、とりわけ放火群では55%以上を占めているのが目立つ。それに対して、強盗、強わい・強姦、傷害・致死群については自宅以外の割合が高い。特に傷害・致死群は路上駐車場の比率が40%に達しており、殺傷犯として同種の犯罪に属する殺人との差が際だっている^(注69)。

殺人、放火群と傷害・致死群とで、自宅内外の割合に大きな開きがある原因としては、①傷害・致死群の大半を占める傷害については、精神障害の程度が比較的軽いか、被疑者が活動的であるため、屋外での活動が多く、屋外での犯行が増えている、②自宅内での傷害については家族が被害者になることが多く、よほどの重傷でなければ被害者が被害申告しないことから、認知されない、いわゆる「暗数」が多いため、相対的に認知されやすい路上等屋外の犯罪の割合が増える結果を招いている、の2つの可能性が主として考えられる。

これに対して殺人、放火群の自宅での犯行が目立つのは、①精神障害の程度が比較的軽く、自宅内を中心とする生活を強いられ、自宅で接触する機会が多い家族との軋轢が衝動的行動につながりやすいことによるのではないかと思われるが、放火群については、さらに、②自宅に火を放つという自己に危険が及ぶ行為を行うことに判断能力の異常性が顕著に現れているほか、③放火犯罪が犯行を現認した場合でなければ検挙が困難であるという一般的性質があるので暗数が多いということも影響している可能性があると言えよう。

表137 犯行場所種別 再犯時

(人)

	総数	自宅	他人宅	飲食店	コンビニ・スーパー	金融機関	事務所	ホテル	病院	公園	路上・駐車場	自動車・電車内	その他
総数	163	41	35	6	8	5	2	3	7	5	36	4	11
殺人	38	13	8	1	2	—	1	1	4	2	5	—	1
傷害・致死	50	8	13	3	—	—	—	—	2	1	20	1	2
放火	34	19	10	—	—	—	—	—	1	—	—	—	4
強わい・強姦	19	1	3	1	—	—	1	1	—	2	6	1	3
強盗	22	—	1	1	6	5	—	1	—	—	5	2	1

注 法務総合研究所の調査による。

(注69) ちなみに、表137について、 χ^2 検定を行ったところ、放火群の「路上・駐車場」、強わい・強姦群の「自宅・その周辺」、強盗群の「自宅・その周辺」、「他人住宅・その周辺」で有意に少なく、殺人群の「病院」、傷害・致死群の「路上・駐車場」、放火群の「自宅・その周辺」、強わい・強姦群の「公園」、強盗群の「コンビニ・スーパー」、「金融機関」、「自動車内」が有意に多いことが判明した。(巻末検定表16参照)

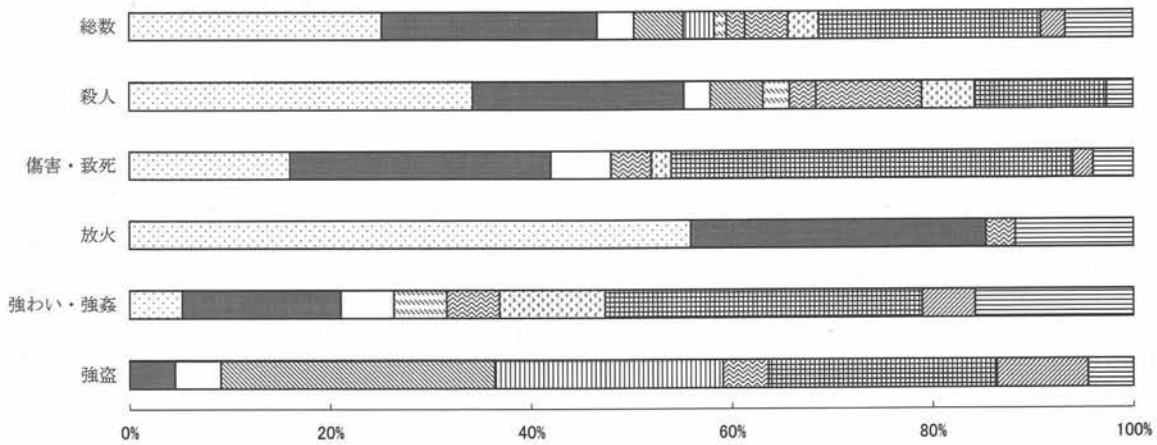
表138 再犯時における犯行場所の構成比

(%)

	総数	自宅	他人宅	飲食店	コンビニ・スーパー	金融機関	事務所	ホテル	病院	公園	路上・駐車場	自動車・電車内	その他
総数	100.0	25.2	21.5	3.7	4.9	3.1	1.2	1.8	4.3	3.1	22.1	2.5	6.7
殺人	100.0	34.2	21.1	2.6	5.3	—	2.6	2.6	10.5	5.3	13.2	—	2.6
傷害・致死	100.0	16.0	26.0	6.0	—	—	—	—	4.0	2.0	40.0	2.0	4.0
放火	100.0	55.9	29.4	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	11.8
強わい・強姦	100.0	5.3	15.8	5.3	—	—	5.3	5.3	—	10.5	31.6	5.3	15.8
強盗	100.0	—	4.5	4.5	27.3	22.7	—	4.5	—	—	22.7	9.1	4.5

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 色を塗った部分は特徴的部分である。

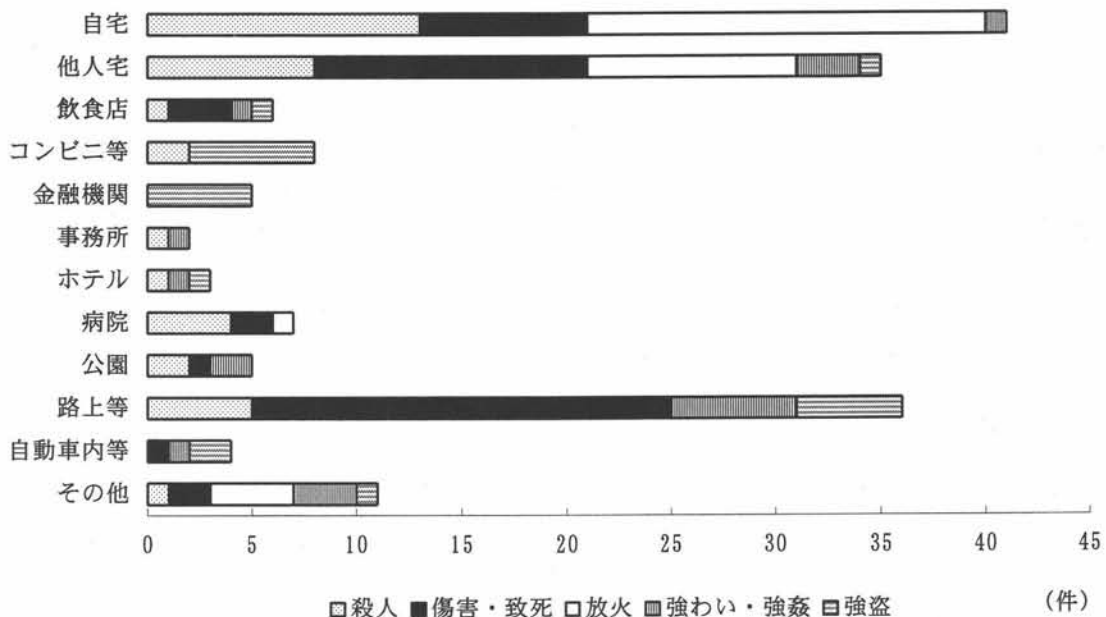
図144 再犯時における犯行場所の構成比



□自宅 ■他人宅 □飲食店 ■コンビニ・スーパー ■金融機関 □事務所 ■ホテル ■病院 □公園 ■路上・駐車場 ■自動車・電車内 ■その他

注 法務総合研究所の調査による。

図145 再犯時における犯行場所種別



□殺人 ■傷害・致死 □放火 ■強わい・強姦 □強盗 (件)

注 法務総合研究所の調査による。

(3) 再犯時の制止者

再犯の犯行時に、誰が犯行を目撃して誰が制止しようとしたか、犯行直後に行動を制止したか、逮捕したかは、再犯の危険性を防止する機会に最も近接していた者が誰かを知る上で重要である。そこで、このような立場にあった者を「制止者」と定義付けて^(注70)、その分布を見たものが、表139^(注71)・140、図146・147である^(注72)。

全体として、「制止者なし」、すなわち、再犯時に再犯の危険を防止する機会に近接していた者が存在しない場合が過半数を占め、被疑者側ないし被疑者同居者等被疑者を保護監督する立場の者による制止の割合が約4%と低く、被害者側ないしは第三者、警察・警備担当者等の割合が約38%である。再犯時には被疑者側の者が被疑者の行為を制止する立場にいないのが大半であることを示しているものと思われる。

また群別に見ると、殺人群では、入院中の犯行があるため、医療関係者の制止があるのが目立ち、傷害・致死群では、犯行場所が路上等屋外や他人宅等自宅外の場合が多いためあって、警察・警備担当者の制止が多く、強わい・強姦群は他人宅等での犯行が多いためか、被害者側による制止が多く、放火群は、自宅での犯行が多いせい被疑者側の制止者が他の群に比して多い。

特徴的なのは、強盗群である。制止者なしの割合が約29%と他に比して著しく低く、被害者側及び警察・警備業者がそれぞれ約33%と比較的高い。犯行自体が家族以外の第三者であるのが通例であるという犯罪の性質からくる一般的理由のほか、本件の対象者の場合、不合理で幼稚な行動をとるため容易に被害者側等に制止されるという犯行の異常性が現れているものと思われる^(注73)。

表139 再犯時における制止者の種別

	総数	なし	被害者自身	被害者側関係者	被疑者同居者	他被疑者側	警察・警備業者	第三者	医療関係者	不明
総数	169	97	14	6	5	2	30	10	4	1
殺人	38	25	1	2	1	—	5	—	3	1
傷害・致死	53	29	4	—	—	2	13	4	1	—
放火	34	23	1	—	3	—	3	4	—	—
強わい・強姦	20	13	3	1	—	—	1	2	—	—
強盗	24	7	5	3	1	—	8	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 重複回答である。

(注70) ここでいう犯行の「制止者」とは、犯行完遂前に制止した場合のみならず、犯行終了後であっても、犯行直後にその行動を制止したものないし直後に逮捕したものを含むものとした。そのような場合であっても、再犯の防止をする機会には近接しているからである。

(注71) 表139について、 χ^2 検定を行ったところ、殺人群の「医療関係者」、傷害・致死群の「被害者側関係者(その他)」放火群の「被疑者側関係者(同居者)」、強盗群の「被害者自身」、「被害者側関係者」、「警察官・警備員等」で有意に多く、放火、強盗群の「なし」、が有意に少ないという結果が得られた。(巻末検定表17参照)

(注72) 合計数が、研究対象者数より多いのは、複数の制止者がある場合があるためである。

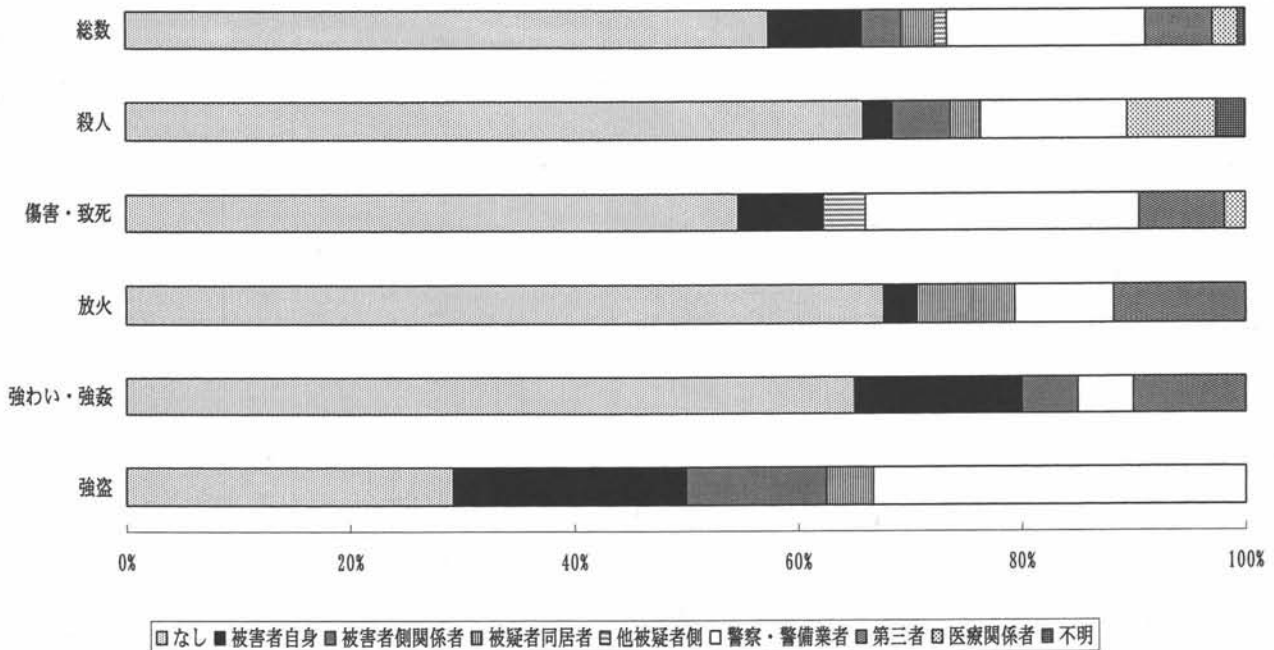
(注73) 例を挙げると、「めがねレンチで脅迫」、「靴入りの袋で殴打」、「警察官にカッターナイフを突きつけ逮捕される」、「犯行中に名を名乗り自宅に電話させる」、「日頃から利用しているたばこやの女主人に覆面もせず素顔で包丁を突きつけて金を要求するも断られて直ちに断念」、「自ら警察に電話するよう強要」等利欲犯としては不合理で幼稚な犯行が少なくない。

表140 再犯時における制止者種別構成比

	総数	なし	被害者自身	被害者側関係者	被疑者同居者	他被疑者側	警察・警備業者	第三者	医療関係者	不明
総数	100.0	57.4	8.3	3.6	3.0	1.2	17.8	5.9	2.4	0.6
殺人	100.0	65.8	2.6	5.3	2.6	—	13.2	—	7.9	2.6
傷害・致死	100.0	54.7	7.5	—	—	3.8	24.5	7.5	1.9	—
放火	100.0	67.6	2.9	—	8.8	—	8.8	11.8	—	—
強わい・強姦	100.0	65.0	15.0	5.0	—	—	5.0	10.0	—	—
強盗	100.0	29.2	20.8	12.5	4.2	—	33.3	—	—	—

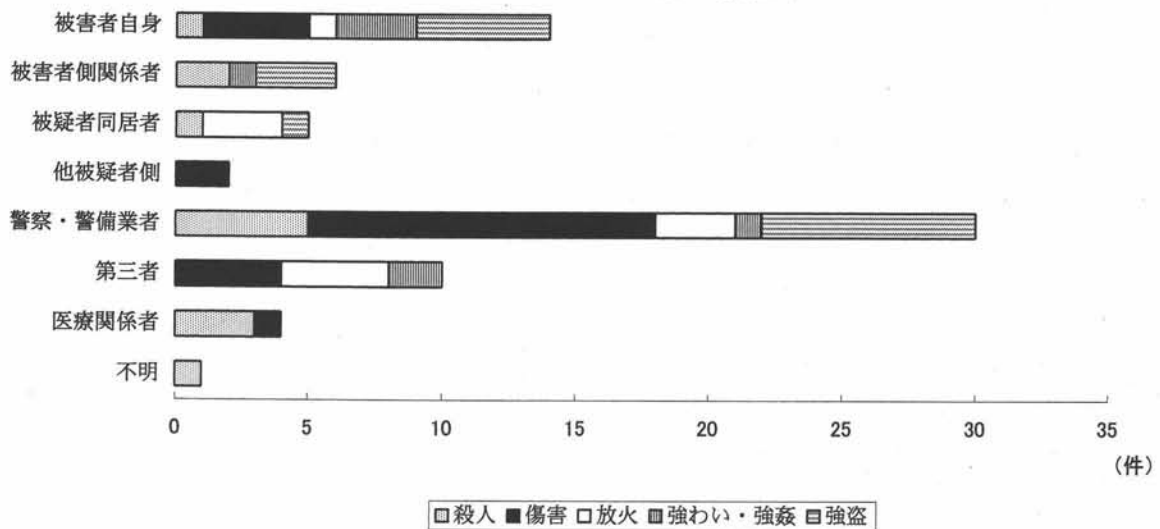
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。
 3 色を塗った部分は、特徴的な部分である。

図146 再犯時における制止者種別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。

図147 再犯時における制止者種別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。
 3 制止者なしを除く。

(4) 犯行態様

ア 犯行態様

犯行態様のうち、殺傷犯である殺人群と傷害・致死群の違いをあらわしたのが、表141、図148である^(註74)。

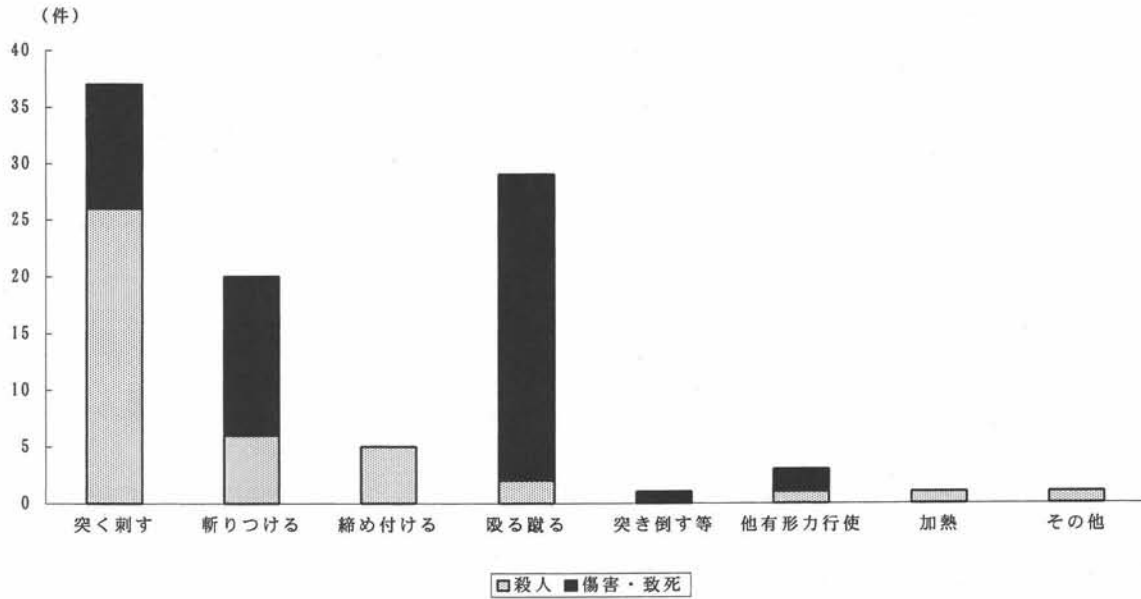
傷害・致死群に比して殺人群では、突き刺す行為が突出して多く、傷害・致死群では、殴る蹴る行為の突出が多く、切りつける行為が次いでいる。殺人行為は刃物で突き刺す行為が典型例であることを如実に示している。

表141 殺人、傷害・致死における手口態様

	総数	突く刺す	切りつける	締め付ける	殴る蹴る	突き倒す等	他有形力行使	加熱	その他
総数	97	37	20	5	29	1	3	1	1
殺人	42	26	6	5	2	—	1	1	1
傷害・致死	55	11	14	—	27	1	2	—	—

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。
 3 加熱とは、熱した油をかけて瀕死の重傷を負わせたものである。

図148 殺人、傷害致死における手口態様の種別



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

イ 凶器・道具の使用

再犯時に凶器ないしは犯行の道具を使用したものの件数は、表142、図149のとおりである^(注75)。

殺人群に比して傷害・致死群は刃物や金属製鈍器以外の凶器を使用している場合が多いが、これは用法上の凶器、すなわちその場にあった、通常の凶器以外の物を場当たりの使用している場合が多いことを示している。

また、強盗群に比して、強わい・強姦群では凶器なしの場合が圧倒的に多いが、これは主として幼児や少女に対する強制わいせつが多く、凶器なしに容易に犯行を行い得る幼稚な態様が多い^(注76)ことによるものと思われる。

表142 再犯時における凶器・道具別使用件数

	総数	銃砲	刀剣類	刃物	金属製鈍器	その他凶器	マッチ・ライター	燃料	なし
総数	184	1	1	61	14	35	31	18	23
殺人	40	1	—	28	3	6	—	1	1
傷害・致死	53	—	—	21	8	22	—	—	2
放火	49	—	—	—	1	—	31	17	—
強わい・強姦	19	—	—	1	—	1	—	—	17
強盗	23	—	1	11	2	6	—	—	3

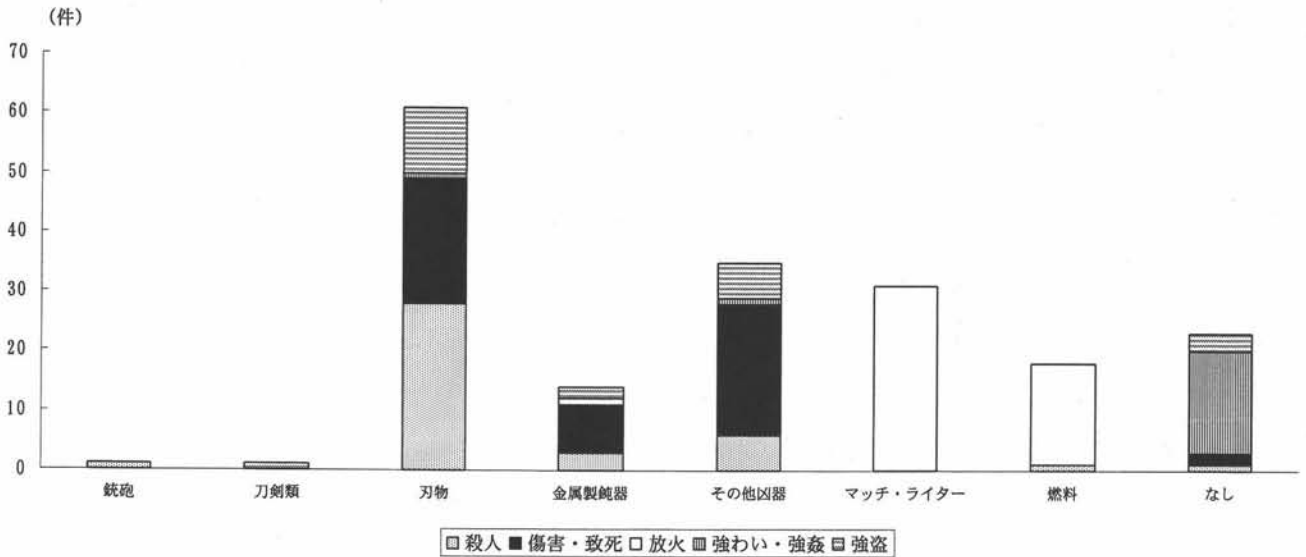
注 法務総合研究所の調査による。

(注74) 合計数が研究対象者数を超過している場合があるのは、1人で2件以上の重大事犯を犯した場合があるためである。

(注75) 合計数が研究対象者数を超過する場合があるのは、1人で2つ以上の道具を使う事案があるためである。

(注76) 強わい・強姦群の本件研究対象者のうち、中学生以下の被害者に対する凶器を使用しない強制わいせつ事案が19件中12件あり、成人女性に対する凶器を使用しない犯行は6件、強姦の姦淫行為の既遂に至っては1件しかなくその犯行の幼稚さ・未熟さが際立っている。

図149 再犯時における凶器・道具別使用件数



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。

(5) 犯行結果

ア 被害者数

被害者の数の分布は、表143、図150のとおりである。なお、放火の被害者数は、建物の世帯主の数(共同住宅の場合は世帯主の合計)、強盗の場合は財物の主たる占有者の数とした。

大半は、被害者1人で、複数の場合は極めて例外的であり、連続的かつ無差別的な犯行を行う者は極めて例外的である(注77)。

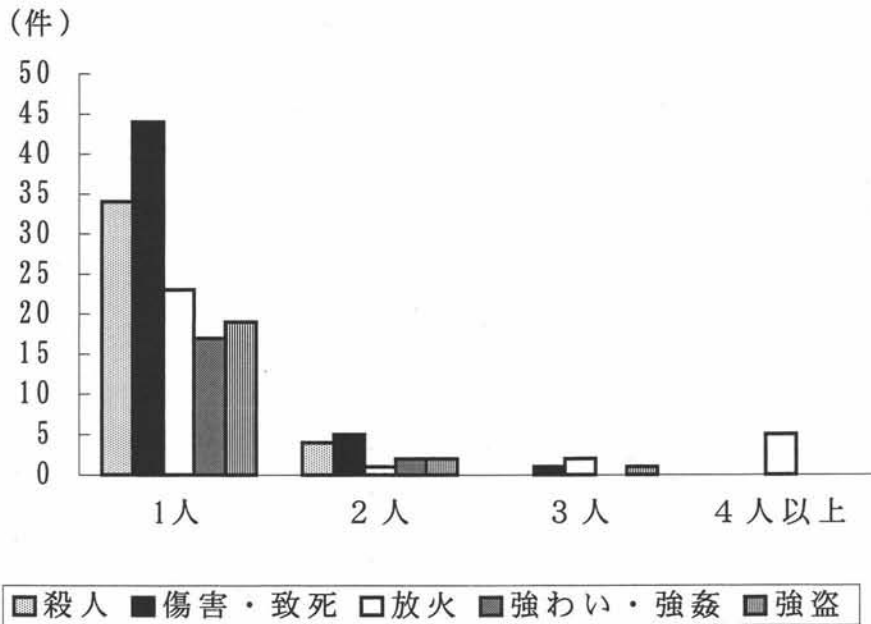
表143 再犯時における被害者数

	総数	1人	2人	3人	4人以上
総数	160	137	14	4	5
殺人	38	34	4	0	0
傷害・致死	50	44	5	1	0
放火	31	23	1	2	5
強わい・強姦	19	17	2	0	0
強盗	22	19	2	1	0

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者なし及び不明を除く。

(注77) 入院歴のある精神障害者による大量殺傷犯が発生すると、マスコミ等により何度も報道されるため、そのような事件が多数あるかのような印象を受けるが、一度に大量の被害者を出すような事件自体は、実際にはきわめてまれであることが統計的にも明らかである。

図150 再犯時における被害者数



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不明は除く。

イ 被害者性別

再犯時の被害者性別については、被害者が、「男性のみ」、「女性のみ」、「男性と女性とが含まれている」、「不明」^(注78)の場合に分けて分類したところ、表144、図151のとおりであった。

犯罪の性質上女性が多いのが当然の強わい・強姦群は別として、殺人、傷害・致死群での男性のみの比率が75%を超える高率であって特徴的である。殺傷犯の被害者は、一般的に弱者であることの多い女性には少なく、意外なことに、むしろ男性であることが多いことが分かる^(注79)。

表144 再犯時における被害者の性別

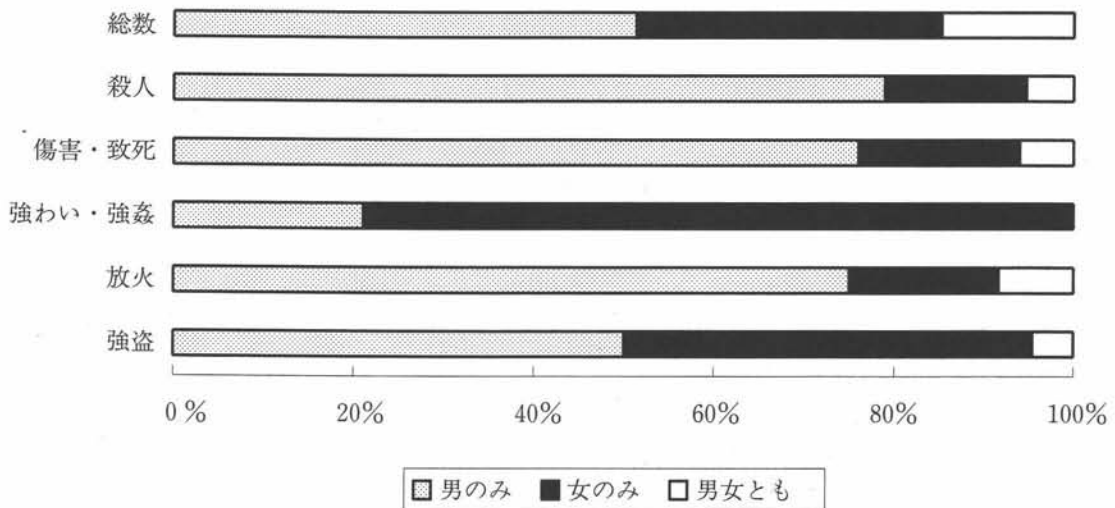
	総数	男のみ	女のみ	男女とも
総数	153	101	44	8
殺人	38	30	6	2
傷害・致死	50	38	9	3
放火	24	18	4	2
強わい・強姦	19	4	15	—
強盗	22	11	10	1

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者なし及び不明を除く。

(注78) 「不明」とは、放火の場合で、対象家屋の世帯主が複数ないし不特定のため性別が確定できない場合である。

(注79) 被害者に男性が多い理由については、さらなる調査が必要ではあるが、研究対象者の大多数が男性であり、かつ、配偶者(妻)がおらず、同居者には女性が少なく、家庭内での女性被害者が少なくなっていることも少なからず影響している可能性はある。

図151 再犯時における被害者の性別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明は除く。

ウ 被害者年齢

再犯時の被害者の年齢層については、表145^(注80)・146、図152のとおりである^(注81)。

群別に見ると、殺人群では、40ないし60歳代の中高年齢層がピークを形成しており、傷害・致死群では、似たような分布を示しつつも、特に60歳代の高年齢層にピークが来ているのが特徴的である。放火群の場合は、世帯主を被害者としたので中年以降のみに分布が見られるが、やはり高齢者層が多い。

それに対して、強わい・強姦群は、未成年者等の若年者層、特に9歳以下の児童や幼児が被害者となる割合が42%を占めていることが顕著な特徴である。また、強盗については、20歳代と40歳代とが多いなど被害者年齢層に分散が見られる。

被疑者と被害者の年齢の関係を犯罪群ごとに対比したものが、表147、図153である。殺人群においては、被疑者年齢のピークよりも被害者年齢のピークがより50～60歳代の高年齢層に偏っており、特に60歳代の被害者の多さが目立つ。被疑者が自己より高年齢であって、社会的に弱者とみられる高年齢層を被害者として選択していることがうかがわれる。傷害・致死群の場合も、被疑者の年齢層が少ない60歳代で被害者の年齢層のピークが現れており、自己よりも高年齢層を被害者としている傾向がうかがわれる。放火群では、被害者の年齢層が被疑者の年齢層より高年齢になっているものの、世帯主を被害者としたため年齢層が高年齢となっている可能性もあるので、自己より高年齢層を被害者としたのか否かは微妙である。強わい・強姦群については、自己の年齢より若年の未成年者をもつばら被害者として選択していることが明らかである。強盗については、30歳代の中年の被疑者に比して被害者が少ない感はあるが、全般的には被疑者と同様な年齢層が被害者になっているようである。

(注80) 表145について χ^2 検定を行ったところ、傷害・致死群の「9歳以下」、放火群の「20～29歳」、強わい・強姦群の「40～49歳」、「60～69歳」は有意に少なく、放火群の「70歳以上」、強わい・強姦群の「9歳以下」、「10～19歳」、強盗群の「20～29歳」は有意に多いと判定された。(巻末検定表18参照)

(注81) 合計数が研究対象者数より多いのは、被害者が複数ある場合があるためである。不明の場合を除いてある。

表145 再犯時における被害者年齢層別人員

	総数	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
総数	156	9	14	19	15	29	25	31	14
殺人	40	1	1	3	4	11	8	10	2
傷害・致死	51	—	4	5	6	10	7	14	5
放火	24	—	—	—	3	2	7	6	6
強わい・強姦	19	8	6	3	—	—	1	—	1
強盗	22	—	3	8	2	6	2	1	—

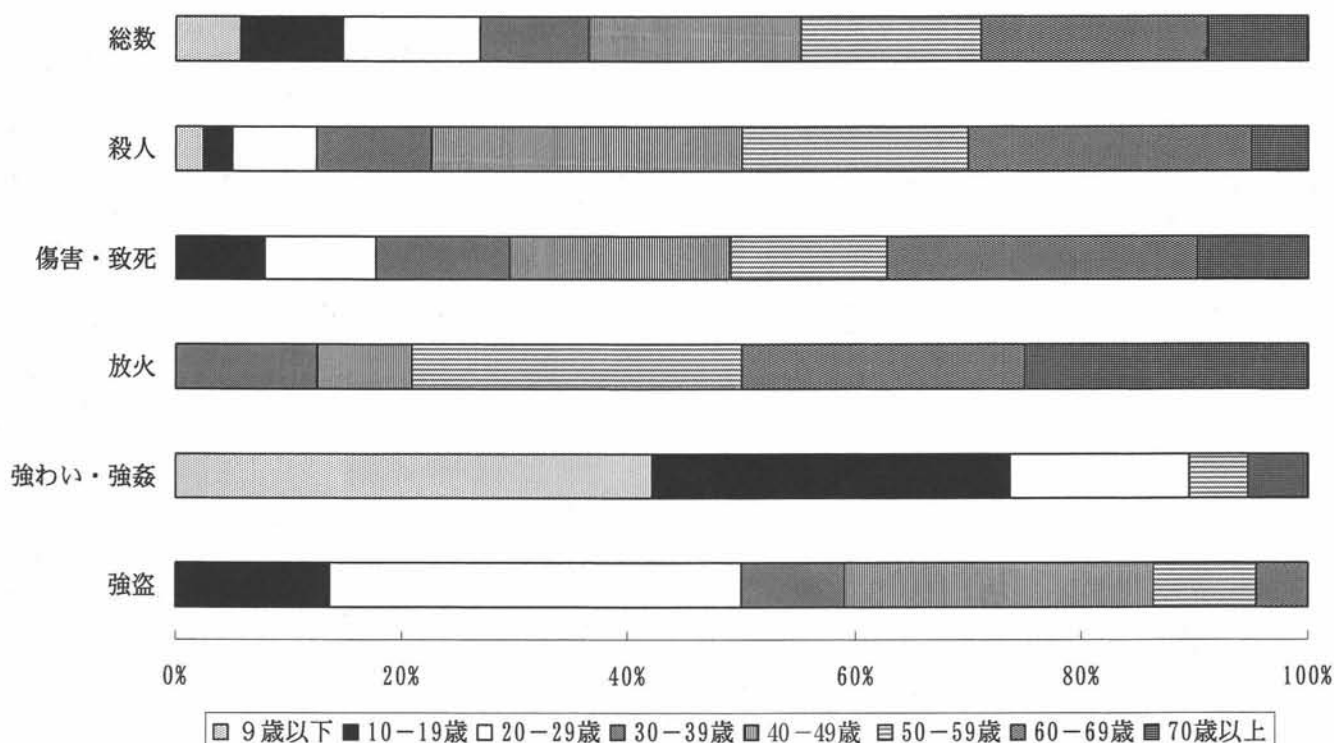
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者なし及び不明を除く。

表146 再犯時における被害者年齢層別構成比

	総数	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
総数	100.0	5.8	9.0	12.2	9.6	18.6	16.0	19.9	9.0
殺人	100.0	2.5	2.5	7.5	10.0	27.5	20.0	25.0	5.0
傷害・致死	100.0	—	7.8	9.8	11.8	19.6	13.7	27.5	9.8
放火	100.0	—	—	—	12.5	8.3	29.2	25.0	25.0
強わい・強姦	100.0	42.1	31.6	15.8	—	—	5.3	—	5.3
強盗	100.0	—	13.6	36.4	9.1	27.3	9.1	4.5	—

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者なし及び不明を除く。
 3 色を塗った部分は、特徴的な部分である。

図152 再犯時における被害者年齢層別構成比



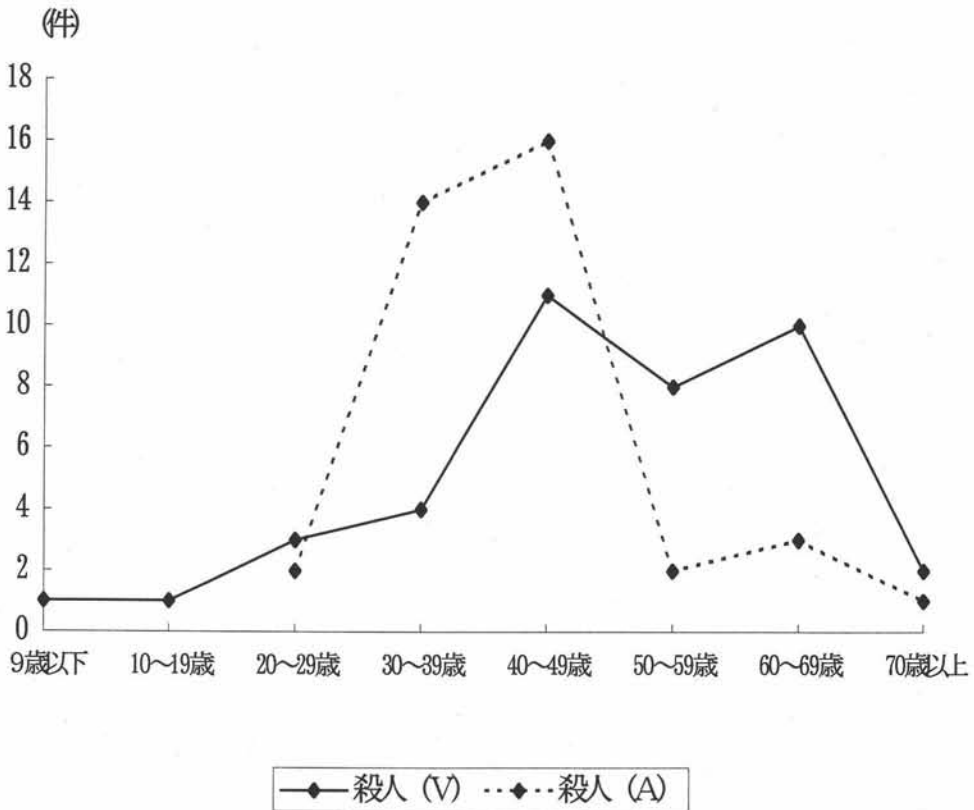
注 法務総合研究所の調査による。

表147 被害者 (V) と被疑者 (A) の年齢の関係

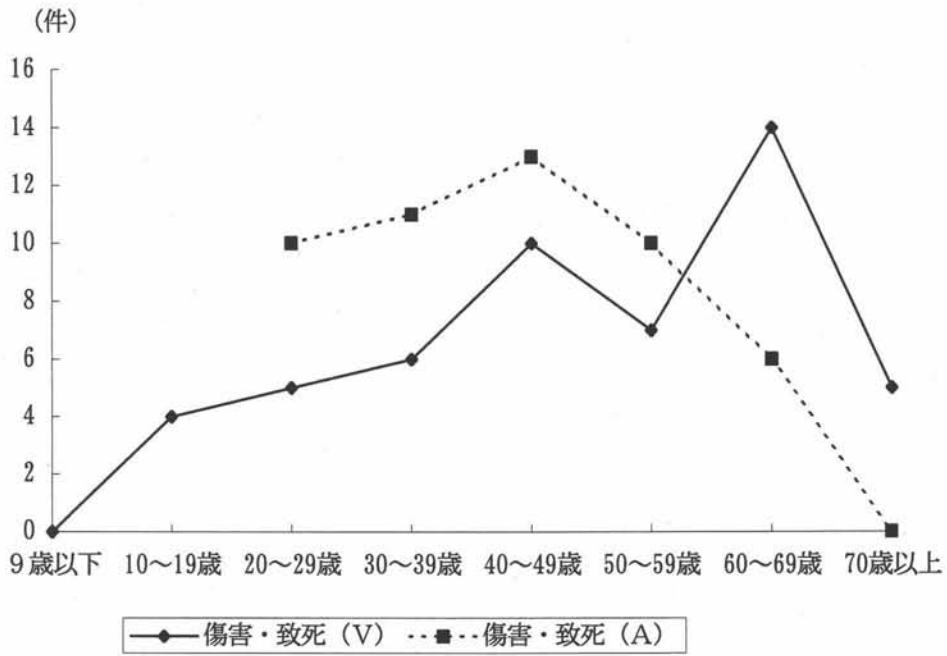
	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
殺人 (V)	1	1	3	4	11	8	10	2
殺人 (A)			2	14	16	2	3	1
傷害・致死 (V)	—	4	5	6	10	7	14	5
傷害・致死 (A)			10	11	13	10	6	—
放火 (V)	—	—	—	3	2	7	6	6
放火 (A)			5	11	8	8	2	—
強わい・強姦 (V)	8	6	3	—	—	1	—	1
強わい・強姦 (A)			4	10	5	—	—	—
強盗 (V)	—	3	8	2	6	2	1	—
強盗 (A)			8	9	4	1	—	—

図153 被害者 (V) と被疑者 (A) の関係

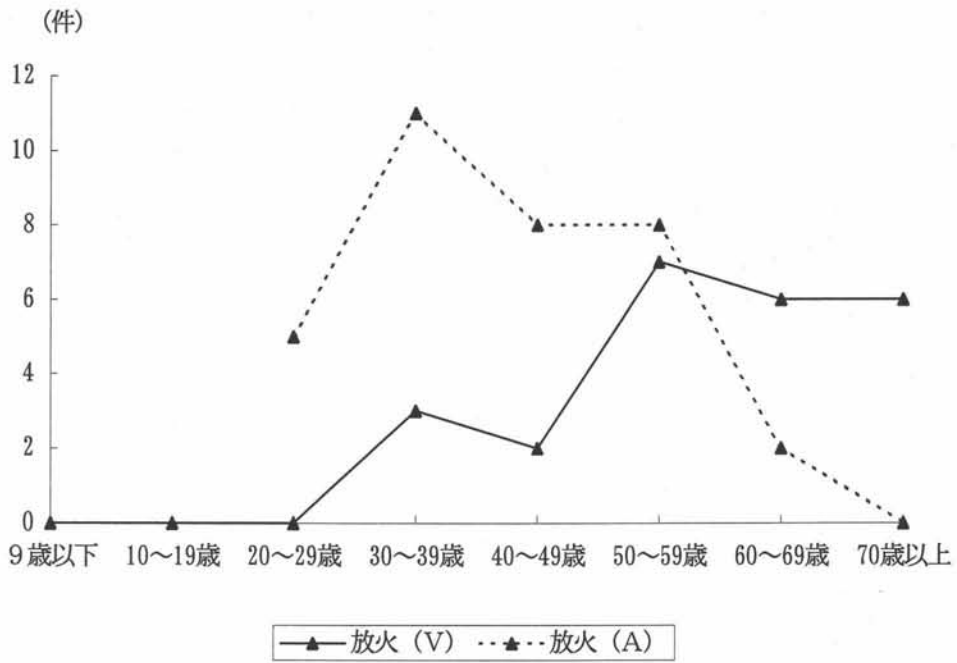
① 殺人群



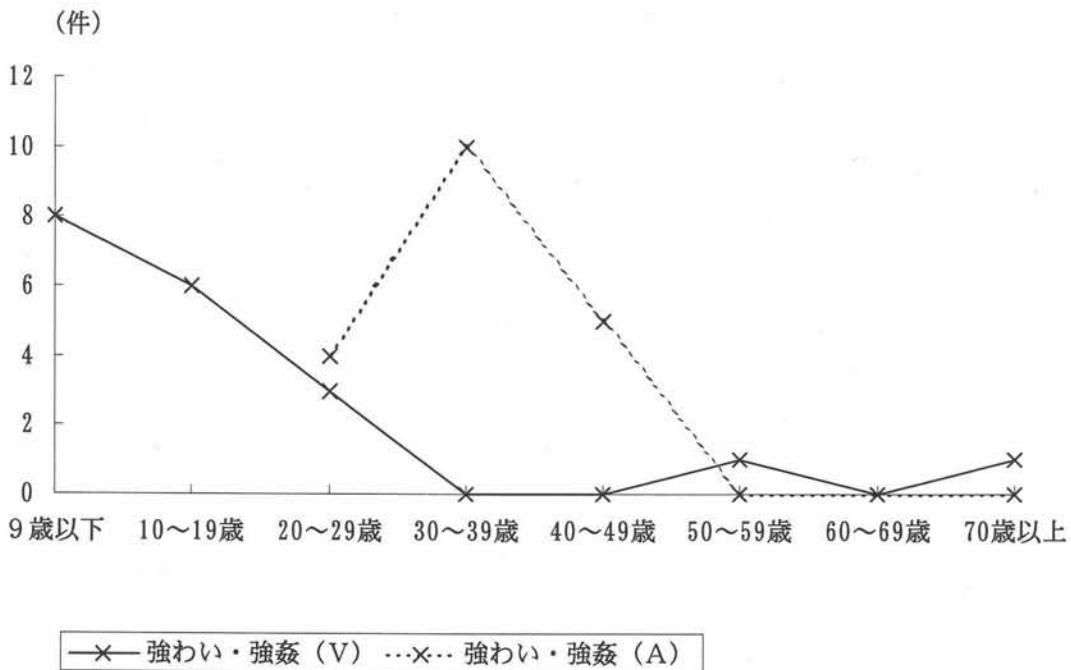
② 傷害・致死群



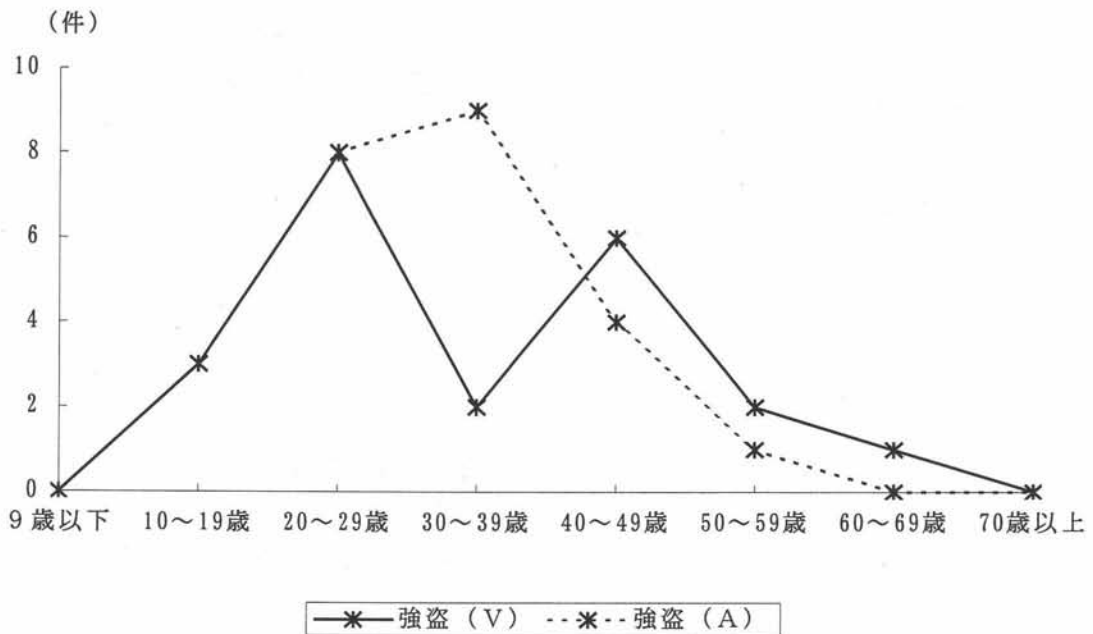
③ 放火群



④ 強わい・強姦群



⑤ 強盗群



エ 創傷部位

被害者の創傷部位は、負傷の結果の軽重とともに、犯行の危険性を裏付ける要素であるが、これを集計したものが、表148、図154である。

殺人と認定されているので、当然のことながら、殺人群での胸部・腹部や頭部・顔面等身体枢要部への創傷が多いが、傷害・致死群においても、胸部・腹部はともかく、頭部・顔面への創傷が際だって多いことが注目される。

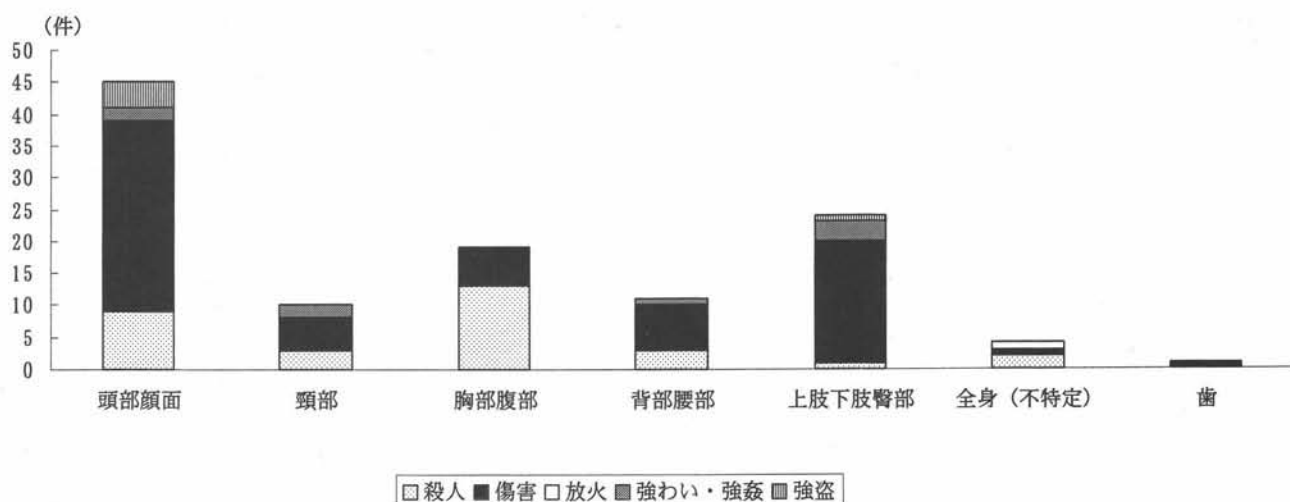
本件の研究対象者となっている傷害・致死群が、凶器使用の場合(ただし用法上の凶器含む。)に限定されていることをも考え合わせると、頭部・顔面への攻撃は、一步間違えば、より重大な殺傷の結果にも繋がりかねない危険性を有しており、行為の危険性を考える上では軽視できないところである^(註82)。

表148 被害者の創傷部位件数 (件)

	総数	頭部顔面	頸部	胸部腹部	背部腰部	上肢下肢臀部	全身(不特定)	歯
総数	114	45	10	19	11	24	4	1
殺人	31	9	3	13	3	1	2	—
傷害	69	30	5	6	7	19	1	1
放火	1	—	—	—	—	—	1	—
強わい・強姦	8	2	2	—	1	3	—	—
強盗	5	4	—	—	—	1	—	—

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 死亡を含む。
 3 複数回答である。
 4 創傷部位が特定できないもの、無傷は含まない。

図154 被害者の創傷部位件数



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 死亡も含む。
 3 重複回答である。
 4 創傷部位が特定できないもの、無傷は含まない。

オ 加療期間等

被害の深刻さを知る一つの目安として、負傷の程度を示す加療期間の長短があるが、加療期間等について集計したものが、表149、図155、殺傷犯について入院の有無を集計したものが、表150、図156である(註83)。

殺人群で加療期間が長く、傷害・致死群では、短いのは、殺意の認定に客観的な創傷部位や加療期間等創傷の深刻さも影響を及ぼすので当然の結論である。

(注82) なお、創傷部位は複数選択を認めて集計しており、被害者が複数ある場合もある一方で、創傷が記録上は特定できないもの、創傷が全くなかったものもあったので、必ずしも研究対象者数の合計とは合致していない。

(注83) 合計数と研究対象数とが異なるのは、被害者が複数存在する場合もあるためである。

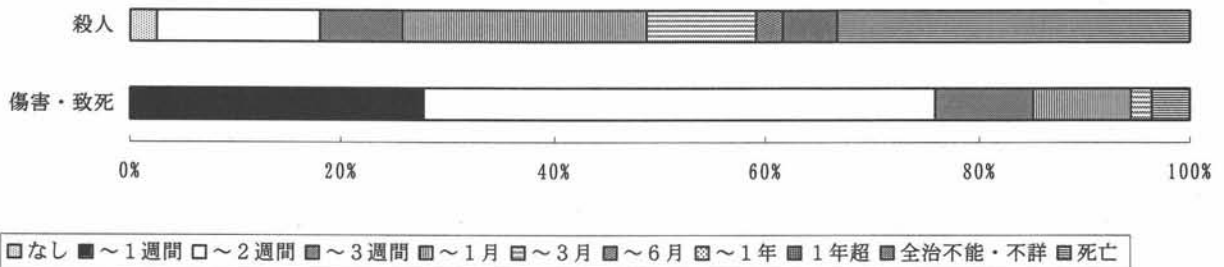
表149 加療期間等

(人)

	総数	なし	～1週間	～2週間	～3週間	～1月	～3月	～6月	～1年	1年超	全治不能・不詳	死亡
総数	103	1	17	39	8	15	5	1	—	—	2	15
殺人	39	1	—	6	3	9	4	1	—	—	2	13
傷害・致死	54	—	15	26	5	5	1	—	—	—	—	2
放火	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
強わい・強姦	5	—	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—
強盗	4	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不明を除く。
 3 重複回答である。

図155 殺人群と傷害・致死群における加療期間構成比



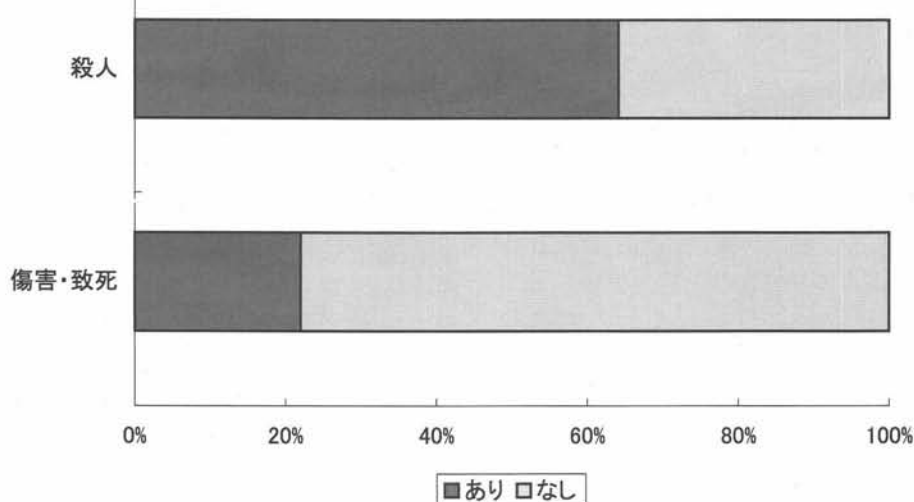
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複回答である。

表150 殺人群と傷害・致死群における入院有無

入院有無	あり	なし
傷害・致死	11	39
殺人	25	14

注 法務総合研究所の調査による。

図156 殺傷犯における入院有無構成比



注 法務総合研究所の調査による。

カ 凶器使用の回数

凶器を使用して重大犯罪を惹起した回数が多い者については、少ない者よりも重大犯罪を惹起する危険性が高い可能性があるため、再犯から直近前科5まで遡って、犯行時に、銃砲・刃物・金属製鈍器等危険性の高い凶器を使用して重大犯罪を行った回数を調べたところ、表151、図157のとおりであった^(注84)。

殺人、傷害・致死、強盗群は、前科歴の際においても凶器を使用している割合が比較的高く、殺人群では約47%が、強盗群では約41%、傷害・致死群では34%が、それぞれ前記のような危険性の高い凶器を使用した重大犯罪を2回以上行っていることが判明した。

それに対して、放火と強わい・強姦群では、重大犯罪を行った際に凶器を使用した割合は、著しく低い^(注85)。

金属製の危険な凶器を使用しての重大犯罪は、再犯者のうち、殺人、傷害・致死、強盗群に属する者が繰り返し行っている傾向があることが分かった。

表151 凶器使用回数

(人)

	総数	0～1回	2回	3回	4回	5回以上
総数	163	116	34	10	2	1
殺人	38	20	15	2	1	—
傷害・致死	50	33	10	6	—	1
放火	34	32	2	—	—	—
強わい・強姦	19	18	—	1	—	—
強盗	22	13	7	1	1	—

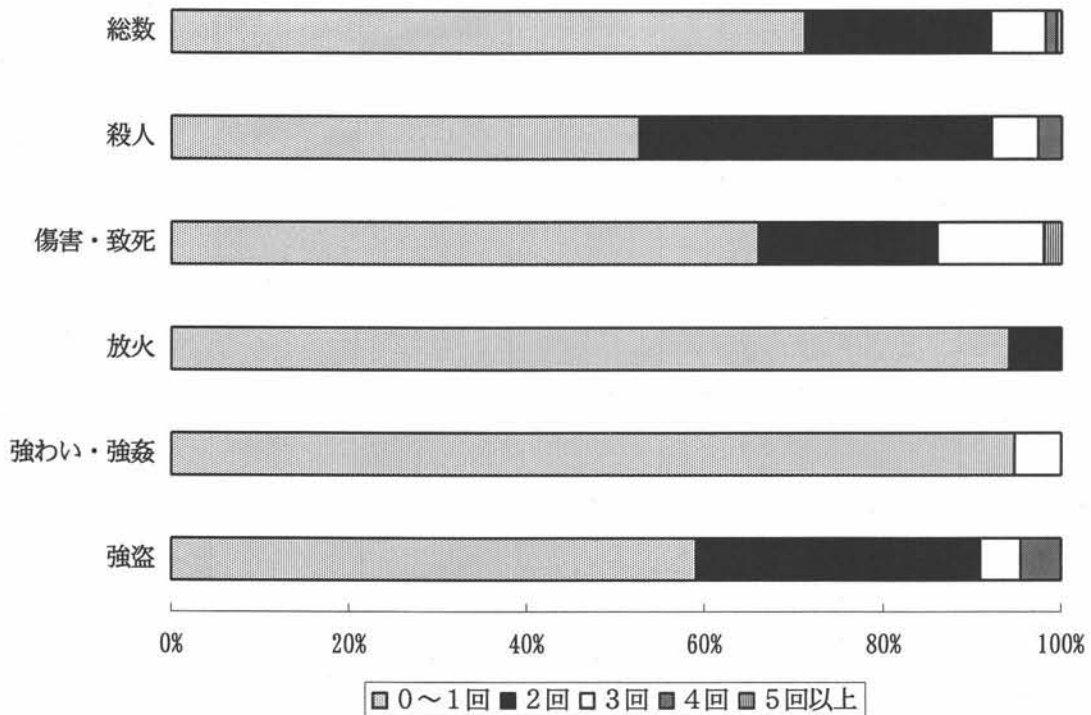
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 凶器は、銃砲、刃物、金属製鈍器に限る。

(注84) 0～1回を合わせてひとくくりとしたのは、殺人・強盗群は、凶器使用が通常の形態であり、また、傷害・致死群については凶器使用の場合に対象を限定したので、全ての者が当然1回以上となるため、2回以上の分布を比較するのでなければ意味がないからである。

(注85) 放火群や強わい・強姦群の前科歴には傷害等異種前科歴もあるが、前述したように、同種前科歴を繰り返していることも多く、放火はその性質上、また、強わい・強姦は、女性や児童等弱者を相手にするため、それぞれ凶器使用率が低いことから、このような結果が現れているものと思われる。

図157 凶器使用回数別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 凶器は、銃砲、刃物、金属製鈍器に限る。

キ 被害者と被疑者との関係

被疑者が、いかなる関係の者を被害者として選択しているかは、攻撃の方向性を探る上で重要な要素であると思われる。被害者と被疑者の身分関係・面識の有無等について、被害者が被疑者から見て「親」、「配偶者」（内縁関係も含む）、「子」、「兄弟」、「その他親族」、「非親族で職場の知人」、「非親族で面識あり」、「非親族で面識なし」に分類した結果は、表152^(注86)、153、図158のとおりである。

殺人、放火群で、親族が被害者となっている割合が高く、傷害・致死群では低い傾向がある。（強わい・強姦、強盗群は、犯罪の性質上親族が被害者となる場合は稀であろうし、仮に被害者になっても被害届が出されず暗数となる場合が多いと考えられるので、これらの群で親族の被害者の割合が低いのは当然予想される場所ではある。）。

面識の有無で分けた場合には、放火、殺人群の面識率が高く、傷害・致死、強わい・強姦、強盗群で低いことがわかる。特に、同じ殺傷犯でありながら、殺人群では面識率が高く、傷害・致死群では低いのが特徴的である。

傷害・致死群の面識率が殺人群より低い原因を考えるに、①傷害・致死群のほうが活動的で自宅外での対人接触が多いため、面識のない者との衝突を起こす機会が多い、②殺人は親族相手といえどもほとんど認知されるであろうが、傷害・致死群の大半を占める傷害の場合には、親族や知人等が被害者となった場合には、精神障害者ということも加味して被害申告をしないことから、認知されずに暗数になってしまうことが多いため、相対的に面識率が低くなる、という二とおりの可能性があり得るものと思われる。

(注86) なお、表152について χ^2 検定を行ったところ、殺人群の「面識なし」、強盗群の「非親族ほか面識あり」について有意に少なく、殺人群の「兄弟」、「非親族職場知人」、「非親族ほか面識あり」、放火群の「親」、強わい・強姦群、強盗群の「面識なし」について有意に多いという結果が得られた。（巻末検定表19参照）

るものの、いずれが主たる原因かを判断する資料は現在のところない。

ただ、相当数の暗数があるとしても、少なくとも被害者の48%（傷害・致死群）ないし約79%（殺人群）は面識があるのであるから、取り分け殺人については、面識がない者に対する全く無差別的な犯行というのは意外に少ないことがうかがえるところである。

表152 被害者の身分及び面識の有無

	総数	親	配偶	子	兄弟	他親族	職場	他面識	面識なし
総数	164	13	4	1	5	1	5	52	83
殺人	38	3	1	1	4	—	3	18	8
傷害・致死	50	1	2	—	—	—	1	20	26
放火	35	9	1	—	1	1	1	8	14
強わい・強姦	19	—	—	—	—	—	—	4	15
強盗	22	—	—	—	—	—	—	2	20

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 放火群については、1以上は1とみなしている。

表153 被害者の身分及び面識有無の構成比

(%)

	総数	親	配偶	子	兄弟	他親族	職場	他面識	面識あり 小計	面識なし
総数	100.0	7.9	2.4	0.6	3.0	0.6	3.0	31.7	49.4	50.6
殺人	100.0	7.9	2.6	2.6	10.5	—	7.9	47.4	78.9	21.1
傷害・致死	100.0	2.0	4.0	—	—	—	2.0	40.0	48.0	52.0
放火	100.0	25.7	2.9	—	2.9	2.9	2.9	22.9	60.0	40.0
強わい・強姦	100.0	—	—	—	—	—	—	21.1	21.1	78.9
強盗	100.0	—	—	—	—	—	—	9.1	9.1	90.9

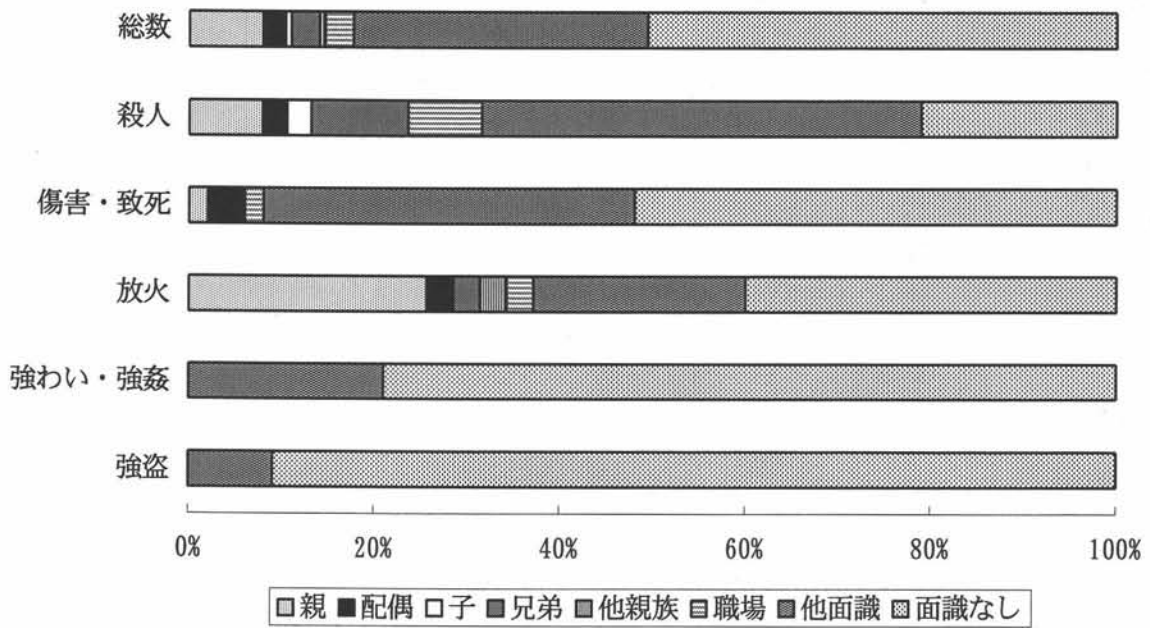
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 放火群については、1以上は1とみなしている。

3 色を塗った所は特徴的な部分である。

4 放火群で、面識あり小計と各項目の合計とが一致しないのは、各項目の小数点第2位を全て四捨五入したことによる誤差である。

図158 被害者の身分及び面識有無の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 放火群については、1以上は1とみなしている。

(6) 動機

ア 自殺企図

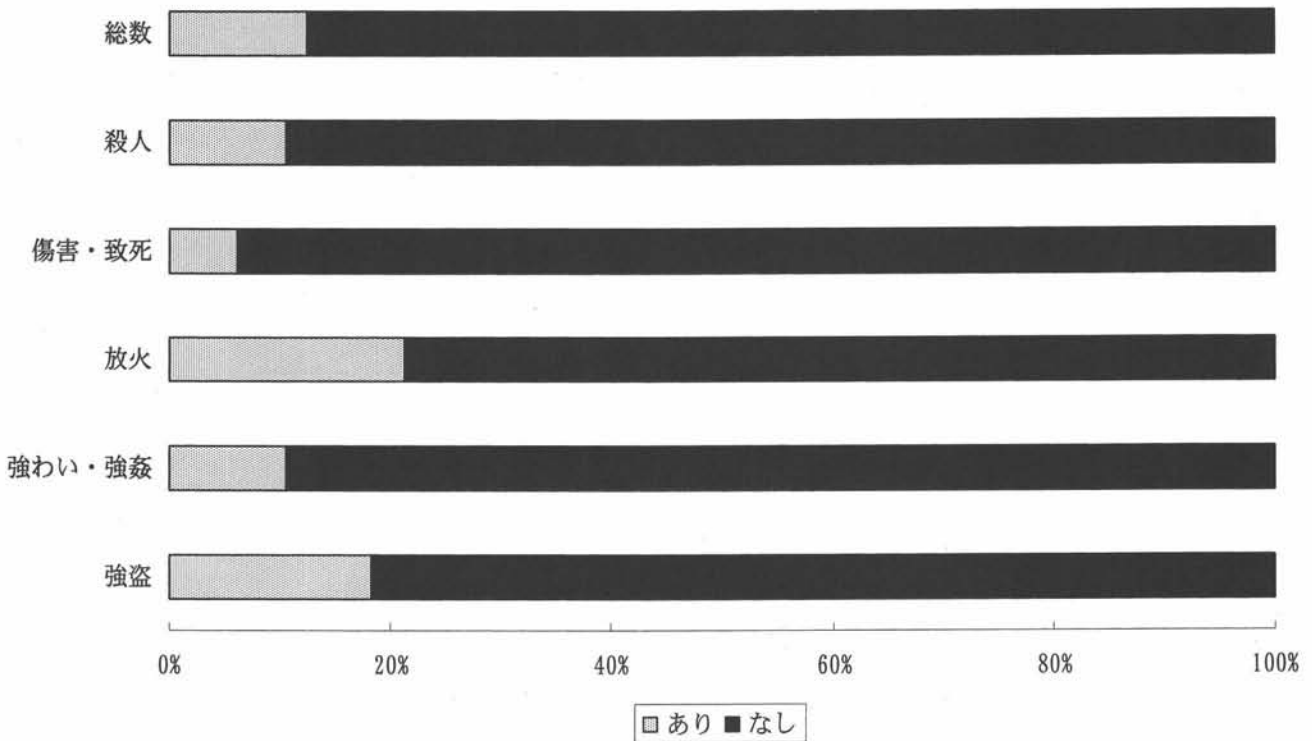
精神的に不安定になっているときに、抑うつ状態から自殺を企図したあげく、自暴自棄になって放火したり、他人への殺傷行為をしたりする例もあるので、自殺の企図と各犯罪群との関連を見たものが、表154、図159であるが、自殺を企図した経験のあるものは、どの群でも20%程度以下にとどまっている。

表154 再犯前における自殺企図の有無

	総数	あり	なし	不明
総数	163	20	141	2
殺人	38	4	34	—
傷害・致死	50	3	46	1
放火	34	7	26	1
強わい・強姦	19	2	17	—
強盗	22	4	18	—

注 法務総合研究所の調査による。

図159 再犯前における自殺企図の有無構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不明を除く。

イ 被害者の落ち度・刺激の有無

被疑者の是非弁別能力に問題のある場合であっても、被害者からの挑発あるいは刺激的言動等がきっかけとなって犯罪が惹起される場合もある。そのような犯罪は、是非弁別能力に問題のない場合と危険性においてそれほど差がないと思われる。

本件の各群でそのような外部からの刺激がある場合、ない場合の割合の大小を知ることは、再犯の危険性の大小を推し量る上からは意味があることであろう。調査した結果をまとめたものが、表155、図160である。

強盗・強姦・放火群には、100%被害者の落ち度等が認められず、何らかの被害者からの外部的な刺激がある場合が予想される殺人や傷害・致死群でも被害者からの挑発や刺激的言動が認められた場合が約21%（殺人）、4%（傷害・致死）と低いのが注目される。

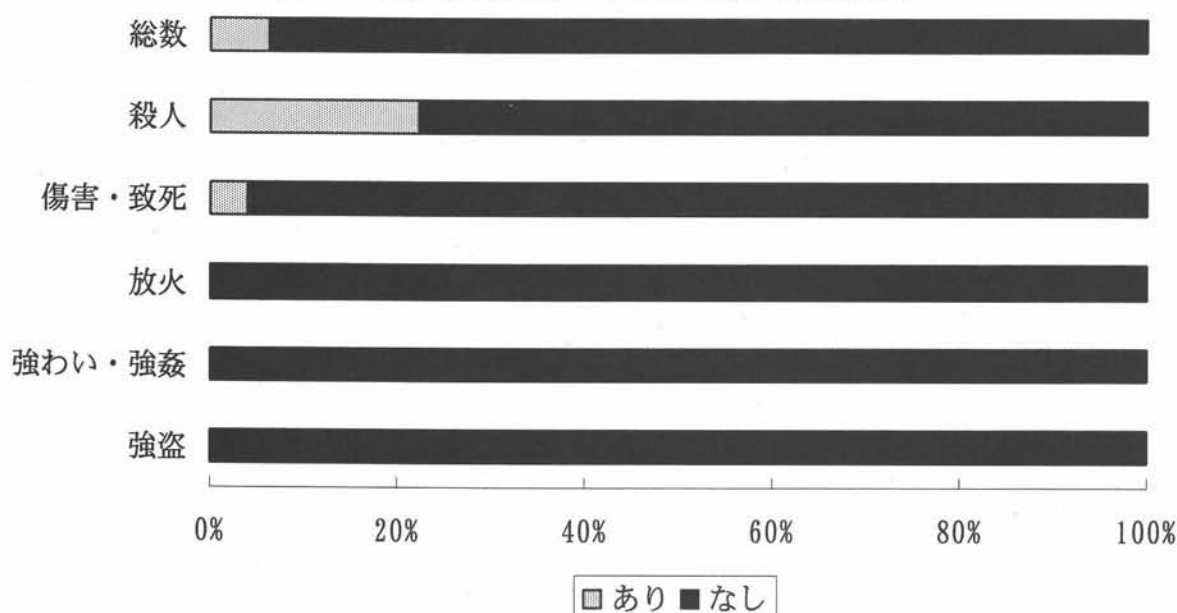
是非弁別能力に問題のある者を研究対象としているので、当然の結果ではあるが、被害者側からすると全く予測外の被害を受けている者が大半を占めているのあって、犯罪被害を防止するという観点からは重大な問題である。

表155 被害者の落ち度・刺激的言動の有無

	総数	あり	なし	不明
総数	163	10	150	3
殺人	38	8	28	2
傷害・致死	50	2	48	—
放火	34	—	34	—
強わい・強姦	19	—	18	1
強盗	22	—	22	—

注 法務総合研究所の調査による。

図160 被害者の落ち度・刺激的言動の有無構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明を除く。

(7) 犯行経緯の異常性

ア 妄想

精神障害者による犯罪で、特徴的なのは、妄想・幻覚（精神分裂病・アルコールないしは薬物中毒によるものが多い）の存在であり、これらに支配されて是非弁別能力を失い、犯行に至る場合が多い。しかし、その内容も子細に検討していくと、特定の傾向が窺われることが分かる。以下、妄想・幻覚の有無内容についての集計結果について述べる。

(ア) 妄想の有無

妄想の有無についての集計結果は、表156^(注87)、図161のとおりである。

殺人、傷害・致死群において、「妄想あり」の割合が75%を超えるなど高く、ついで、放火群約59%、強盗群50%であるのに対し、強わい・強姦群のみが約26%と低い。

(注87) 表156について、 χ^2 検定を行った結果、傷害・致死群の「あり」と強わい・強姦群の「なし」で有意に多く、傷害・致死群の「なし」、強わい・強姦群の「あり」で有意に少ないという結果が得られた。(巻末検定表20参照)

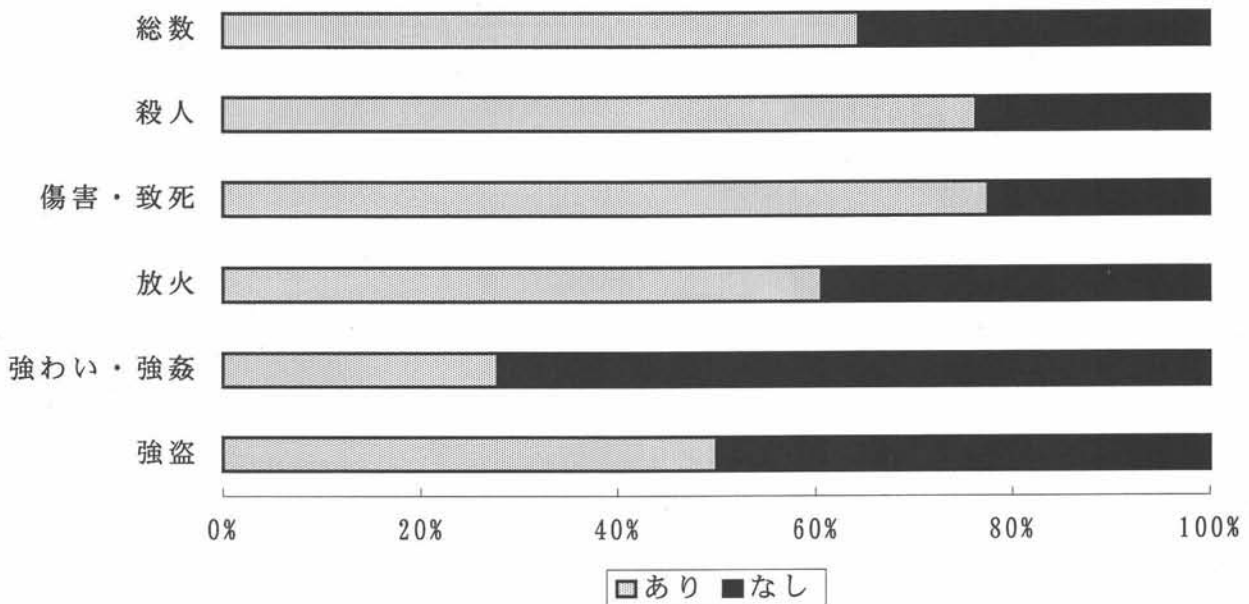
群ごとの罹患している精神障害の種別の影響が大きい（強わい・強姦群では、幻覚・妄想を伴わない精神遅滞等の割合が多く、殺人・傷害・致死群では、幻覚・妄想を伴う精神分裂病やアルコール中毒・覚せい剤中毒等が多い。）ためと思われる。

表156 妄想の有無

	総数	あり	なし	不明
総数	163	103	57	3
殺人	38	29	9	—
傷害・致死	50	38	11	1
放火	34	20	13	1
強わい・強姦	19	5	13	1
強盗	22	11	11	—

注 法務総合研究所の調査による。

図161 妄想の有無構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不明を除く。

(ア) 妄想類型

妄想の類型ごとの分布に関して、「被害妄想」「誇大妄想」「思考伝播(考えていることが周囲の者に伝わってしまうように感じること)」「その他」に分類した結果は、表157、図162のとおりである。

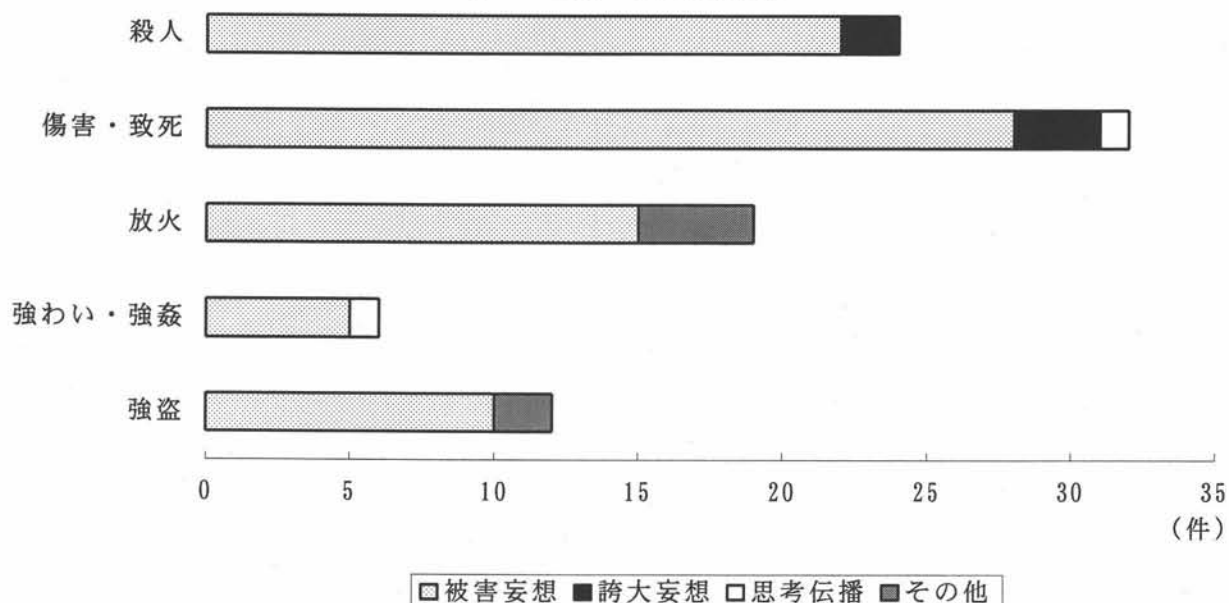
被害妄想の類型が圧倒的に多いことがわかる。被害を加えられるという妄想を抱くため、これに対する攻撃をするつもりで、攻撃を加える意図のない無関係の者に加害行為をし、あるいは、攻撃から逃れるつもりで、他に加害行為をすることによって、重大犯罪を惹起することが多いからであろう。

表157 妄想の類型別件数

	総数	被害妄想	誇大妄想	思考伝播	その他
総数	93	80	5	2	6
殺人	24	22	2	—	—
傷害・致死	32	28	3	1	—
放火	19	15	—	—	4
強わい・強姦	6	5	—	1	—
強盗	12	10	—	—	2

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 妄想なし及び不明を除く。
 3 重複回答である。

図162 妄想の類型別件数



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 妄想なし及び不明を除く。
 3 重複回答である。

(ウ) 妄想による支配

対象記録を精査したところ、妄想によって支配されて犯行に及ぶ場合であっても、「妄想に命じられるままに犯行に及ぶ」というものと、「妄想を抱いたことにより、被害者を敵対する者と思い込んで犯行に及ぶ」というパターンが見られた。

その分布については、表158、図163のとおりであり、前者は意外に少なく、後者のパターンが圧倒的に多いことが分かる。

妄想というと、「殺せという指示があって刺した」等と言った妄想による命令による犯行のイメージを抱きがちであるが、現実には、そのような例は少なく、むしろ、被疑者は、主観的には、被害者が攻撃してくるものという妄想を抱きつつ、耐えつつあるいは逃げようとしつつも逃げられないと思いこんで遂に加害行為に及ぶような事例が多いことが分かる。

たとえば、以下のような事例が認められた。

【殺人群】

〔近所の者から終日監視され、盗みなどの嫌がらせを受けている。馬鹿にされ悪口を言われる。〕、〔部屋の飲み物に毒を入れられた。〕、〔被害者が時間を狂わせた時計を持って来て私に見せたり、冷蔵庫の音を大きくしたりして私を追い出そうとしたり、気を狂わせようとした。テレビのどこのチャンネルでも、私のことを放送している。家の中を盗聴されている。〕、〔周りが色々と干渉し、仕事もまともにできない。〕、〔20数年前に離婚した妻が婚姻関係にあった時期に友人と浮気をしたと思ひ込む。〕、〔心の中に誰かが入ってきて電流を流す・失神状態にさせる・正しい道を行こうとしても邪魔する。〕、〔被害者を含む同室のものが私を殺そうとしているのでやられる前にやってやろうと思った。〕、〔拳銃を持ったやつが自分を殺しに来る。同室の者を殺せと指令があった。抵抗したが殺らなければ殺される。〕、〔夫が私を馬鹿にして嫌がらせを続けているので懲らしめる必要がある。〕、〔包丁で殴れとか包丁で殺せとか命令された。〕、〔被害者が私を殺すつもりでいるのがわかったので殺される前に殺してやろうと思った。〕

【傷害・致死群】

〔警察がぐるになって自分を狙っている。近所の人に自分のことを言いふらしている。被害者が自分のことを『殺せ』と言うので刺されると思ひ、刺される前に口封じのつもりで刺した。〕、〔他人から刺されるんじゃないか、刺されそうになったと思ひ刺した。〕、〔被害者に足を踏まれ邪魔されたので刺した。〕〔耕している畑を被害者がいたずらして意地悪している。〕、〔被害者が私の子供の悪口を言っていたので腹が立った。〕、〔被害者が浮気をしているのではないか、相手の男の名前を思わせる字が書いてある物をわざと目につくところに置き嫌がらせをしているのではないかと思うが、問いつめても本当のことを言おうとしないので報復・懲罰のつもりで暴力をふるった。〕、〔別れた妻や子供の助けを求める声が聞こえた。妻らを連れ去った仲間と思われる者を暴行して白状させようと思った。〕、〔被害者が、被害者の勤務先の町の町内放送で私の悪口を言っている。〕、〔相手が殴りかかってきた。〕、〔近所の者が人を殺そうとしているので、それを止めなければならないと思ひて暴力をした。〕、〔毎日のように被害者が私の家の屋根瓦を剥いで天井に忍び込んで自分の悪口を言う。ご飯に毒を入れたり、ポットのお湯に毒を入れたりするので何度も注意したが聞かないので懲らしめるため暴行した。〕、〔『死ね』と言う声が聞こえ先にやらなければ殺されると思った。〕、〔ある人が男女数十人を使って自動車で私の後をつけ回すようになり、いやがらせをするので、自分をつけ回すのをやめさせるために暴行した。〕、〔隣にいる人が殺しに来る。〕、〔毎日誰かに狙われている。〕

【放火群】

〔多数の人に追いかけられたので近くの家に逃げ込み、その家の人や追いかけてきた人たちから逃げるために火をつけた。〕、〔以前住んでいた隣人が夜中まで麻雀をして迷惑をかけた。自分が当時飼っていた犬を車ではねたことに対する復讐として火をつけた。〕、〔警察が自分に対して送られてくる電波のことや周りの人が迫害してくるのを知っているのに見て見ぬふりをして捕まえてくれないので腹が立って放火した。〕、〔電波を飛ばして『自殺しろ』と指令してくるので放火して電波を飛ばす機械を焼こうと思った。〕、〔何者かの『燃やせるなら燃やして見ろ』という挑発する声が聞こえたので放火した。〕、〔自宅に火をつければ自分を苦しめている神やとりついている悪霊を焼き殺せると思ひ放火した。〕、〔被害者の娘の『殺してやる』という声が聞こえ、このままでは殺されるが、相手の実家に火をつけて燃やしてしまえば言わなくなるだろうと思った。〕、〔親しくしていた女性が電波で脳を操作されている問題の解決のために来てくれることになっていたが、なかなか来てくれないので火をつけた。放火で逮捕され警察で調べれば、女性の所在や事情がわかると思った。〕

【強わい・強姦群】

〔自分のマスターベーションを周囲の人に言いふらされ、要注意人物として周囲から監視されてきた。〕、〔魂が抜けるような気になることがある、警察から殺されそうな気がする。〕

【強盗群】

〔通行人が私の顔をじろじろ見て、『あいつは馬鹿だ知能が低い。』と悪口を言って馬鹿にしている。〕、〔自分のことを噂する声が聞こえた。自我が2人に分裂し2人が声になって命令を下す・テレビやラジオも自分の噂をし、命令をする。〕、〔他人が私の悪口を言う、私の話したことが放送で流れてしまう。〕〔他人に見張られ、外出すると誰かがついてくる。盗聴されている。〕、〔『殺すぞ。』と言う声が聞こえ、いろいろな人が襲ってくるので怖い。〕

以上のように様々な形の深刻な妄想がみられたが、客観的にみれば荒唐無稽と思われ支離滅裂ではあるが、被疑者自身が執拗な妄想に苦悩している状況がうかがわれる。このような妄想は犯行前に突如始まるものではなく、相当以前から出現している場合も多く、同居している者の観察や医療関係者の定期的な診察と悪化した場合の入院等適切な医療措置によって妄想に起因する犯罪行為を抑止することが可能であろう。

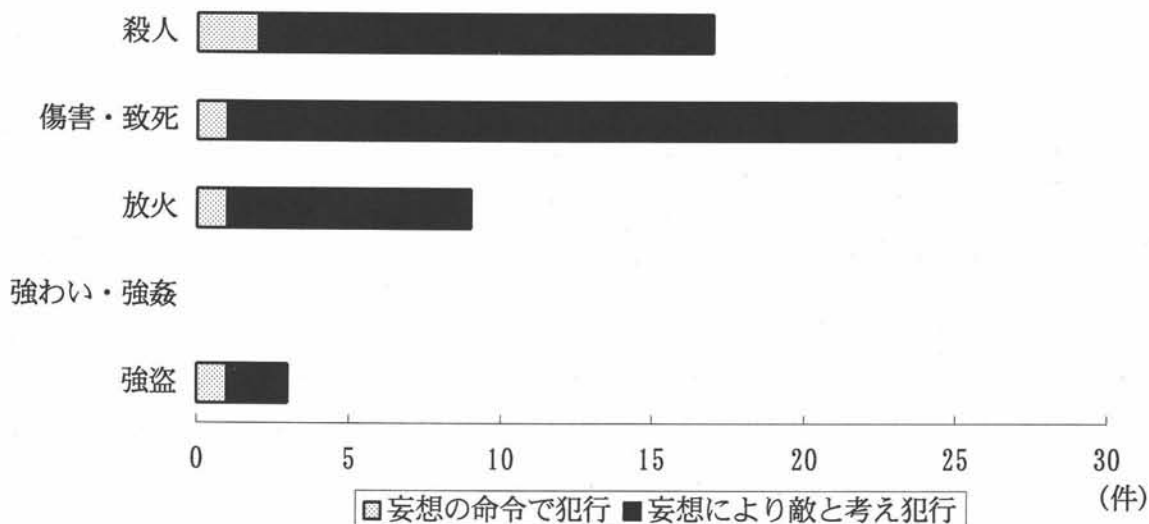
表158 妄想支配の内容別件数

	総数	妄想の命令で犯行	妄想により敵と考え犯行
総数	54	5	49
殺人	17	2	15
傷害・致死	25	1	24
放火	9	1	8
強わい・強姦	—	—	—
強盗	3	1	2

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明及び非該当を除く。

図163 妄想支配の内容別件数



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明及び非該当を除く。

イ 幻覚

精神分裂病，アルコールないしは覚せい剤中毒等薬物中毒の場合に，幻覚が生じる場合があるが，幻覚もまた是非弁別能力を失わせて犯行を惹起する大きな原因であり，再犯の危険性を考える上で無視できない要素である。以下，幻覚の有無・内容等をみると一定の傾向が見てとれる。

(ア) 幻覚の有無

幻覚の有無の割合については，表159^(注88)，図164のとおりであり，殺人，傷害・致死，放火，強盗群では，50%以上が幻覚ありであるのに，強わい・強姦群のみでは幻覚ありは12.5%と著しく低い。妄想の場合と同様，精神障害の種別の影響が強く現れているものと思われる（後述のとおり，強わい・強姦群では，精神遅滞が多く，幻覚の生じる精神分裂や薬物中毒が少ない。）。

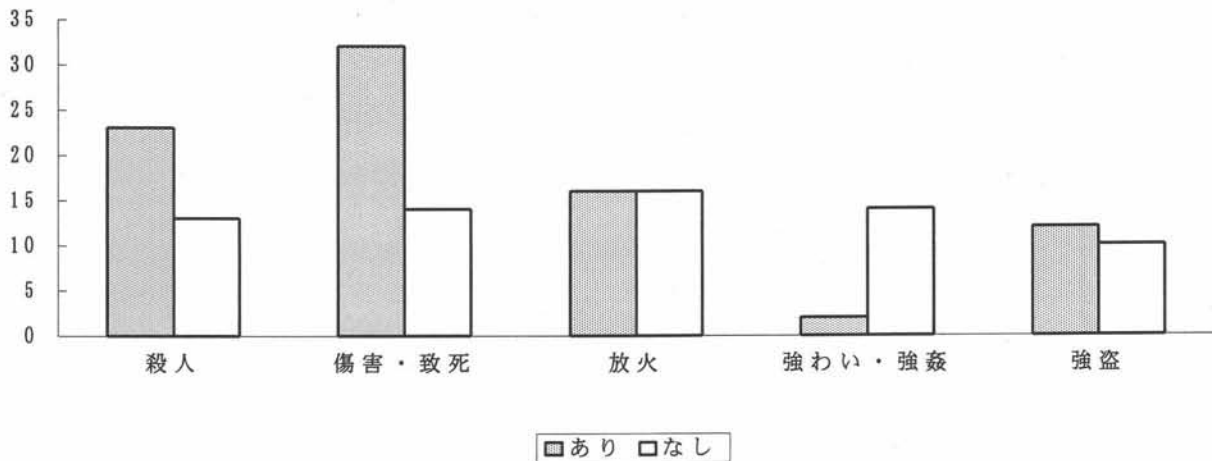
表159 幻覚の有無

	総数	あり	なし	不明
総数	163	85	67	11
殺人	38	23	13	2
傷害・致死	50	32	14	4
放火	34	16	16	2
強わい・強姦	19	2	14	3
強盗	22	12	10	—

注 法務総合研究所の調査による。

図164 幻覚の有無

(件)



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不明を除く。

(注88) 表159について χ^2 検定を行ったところ，傷害・致死群の「幻覚あり」と強わい・強姦群の「幻覚なし」が有意に多く，傷害・致死群の「幻覚なし」と強わい・強姦群の「幻覚あり」が有意に少ないという結果が得られている。(巻末検定表21参照)

(イ) 幻覚の内容

幻覚の種類の分布は表160、図165のとおりであり、幻覚の中でも「幻聴」(誰も話しているわけではないのに人の声が聞こえる等)が多く、「幻視」(何もないのに何かが見える等)や「体感幻覚」(虫が這いずるような感覚等)は少ない。

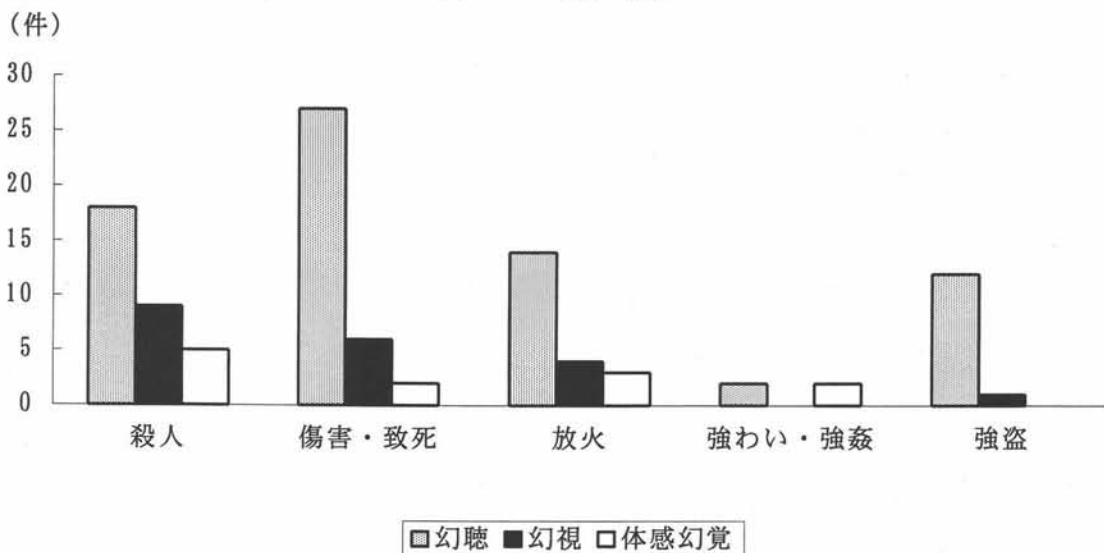
幻覚が出現していることが周囲の者に判明した時点で、保護者ないしはその協力者が行動を十分観察し、適切な医療行為を講じることができれば、未然に再犯を防止することが可能であろう(注89)。

表160 幻覚の種類

	総数	幻聴	幻視	体感幻覚
総数	105	73	20	12
殺人	32	18	9	5
傷害・致死	35	27	6	2
放火	21	14	4	3
強わい・強姦	4	2	0	2
強盗	13	12	1	0

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

図165 幻覚の種類



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

(注89) ただし、明らかにあり得ない内容(たとえば電波が飛んできて命令したとか放送で自分の悪口が言われていた等)については幻覚であることは周囲の者にも容易に推測できるが、中には客観的事実関係が判明して初めて根拠のない幻覚であることが分かるものもある(たとえば、隣人が自分の悪口を言っているとか知人が嫌がらせをするとかいった類のもの)。そのような場合には、保護者において疑問を持った時点で医師等の専門家に相談するなど、早めの対処が再犯防止には不可欠と思われる。

(ウ) 幻覚の具体的類型

幻覚のタイプにも種々のものがあり、犯行と密接な関係があるものと思われる。そこで、幻聴を、①「悪口幻聴」(他人が自分に対して自分の悪口を直接言う幻聴)、②「世評幻聴」(「他人が自分の悪口を言っている」と教えてくれる幻聴)、③「指示幻聴」(「他人が自己に「〇〇をしろ」と指示する幻聴)、④「その他幻聴」に分け、また、幻視を、①「追跡幻視」(自己を何者かが追跡してくるとい幻視)、②「その他幻視」に分けるなどして、複数選択を可として集計した結果が、表161、図166のとおりである。

群別に見ると、殺人、傷害・致死、放火群では幻聴の各類型・幻視の各類型がまんべんなく現れているが、強盗群では、幻聴の各類型が多く、幻視が少なく、強わい・強姦群では、幻聴・幻視各類型とも少ないという差があることが分かる。

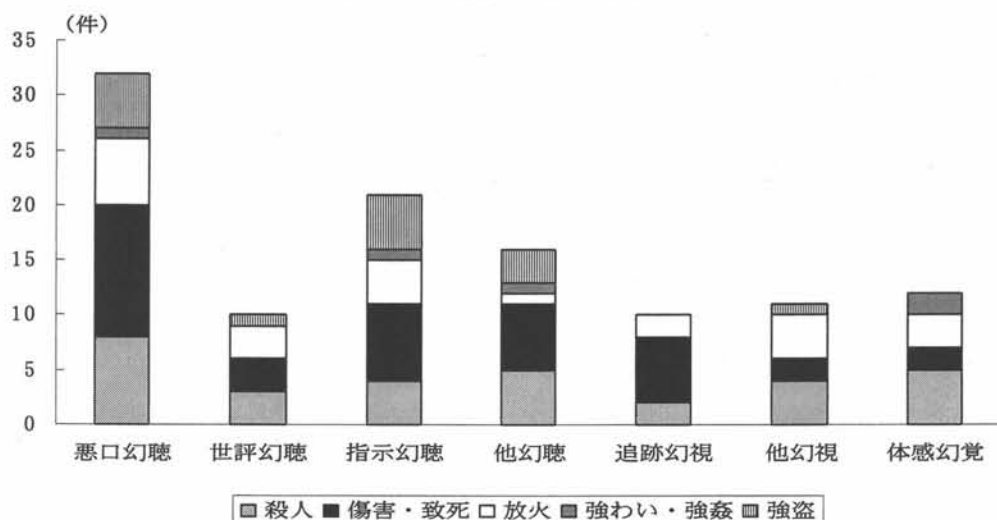
表161 幻覚の具体的類型

	総数	悪口幻聴	世評幻聴	指示幻聴	他幻聴	追跡幻視	他幻視	体感幻覚	なし	不明
総数	188	32	10	21	16	10	11	12	67	9
殺人	45	8	3	4	5	2	4	5	13	1
傷害・致死	58	12	3	7	6	6	2	2	14	6
放火	40	6	3	4	1	2	4	3	16	1
強わい・強姦	20	1	—	1	1	—	—	2	14	1
強盗	25	5	1	5	3	—	1	—	10	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 重複回答である。

図166 幻覚の具体的類型



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 幻覚なし及び不明を除く。

3 重複回答である。

ウ 興奮

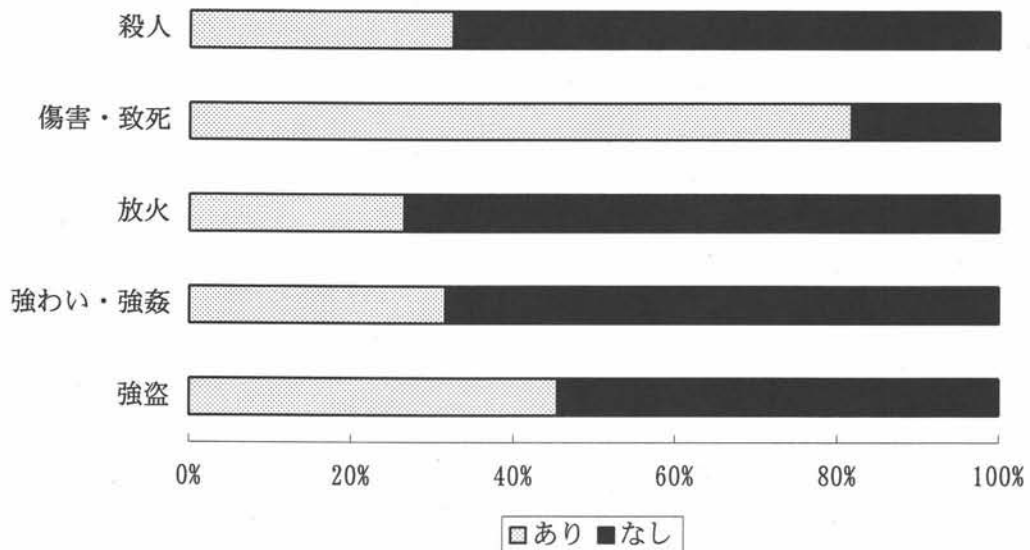
再犯時に被疑者が興奮状態にあったか否かは、犯行時の異常性の有無を知る上で重要な要素であると思われるが、傷害・致死群でこそ興奮状態であった者の割合が80%に達しているものの、殺人・放火・強わい・強姦・強盗群ではいずれも半数以下で興奮状態が認められなかった。傷害・致死と同じ殺傷犯の範疇である殺人で興奮状態の割合が低いことは激情による犯行よりも冷静・冷淡な犯行態度が多いことを予測させ、かえって冷血性、異常性が窺われる^(注90)。

表162 興奮の有無

	総数	あり	なし
総数	161	77	84
殺人	37	12	25
傷害・致死	49	40	9
放火	34	9	25
強わい・強姦	19	6	13
強盗	22	10	12

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不明を除く。

図167 興奮の有無構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不明を除く。

(注90) 表162について χ^2 検定を行った結果、殺人群の「あり」、傷害・致死群の「なし」、放火群の「あり」で有意に少なく、殺人群の「なし」、傷害・致死群の「あり」、放火群の「なし」で有意に多いという結果が得られた。(巻末検定表22参照)

エ 動機の異常

被疑者が供述している動機に異常性が認められる場合があるが、その中でも大別して3とおりの種類があり、これらを、「対象不特定・無差別」型（対象被害者を特定せず無差別的に犯行）、「対象特定・選択不自然」型（被疑者としては被害者を特定して犯行に及んでいるが、その被害者選定理由等が不自然ないし異常）、「対象特定・手口飛躍」型（被疑者としては対象被害者を特定しているが、その動機に比して手口が異常なほど飛躍している）に分類した結果が、表163、図168である。

無差別的犯行は、数としても少なく、むしろ、対象は特定しているものの、その被害者選択過程や手口の選択に異常性が認められる場合が多いこと、強わい・強姦、強盗群では、動機の異常性が認められる場合が比較的少ないことが分かる^(注91)。

表163 動機の異常性別件数

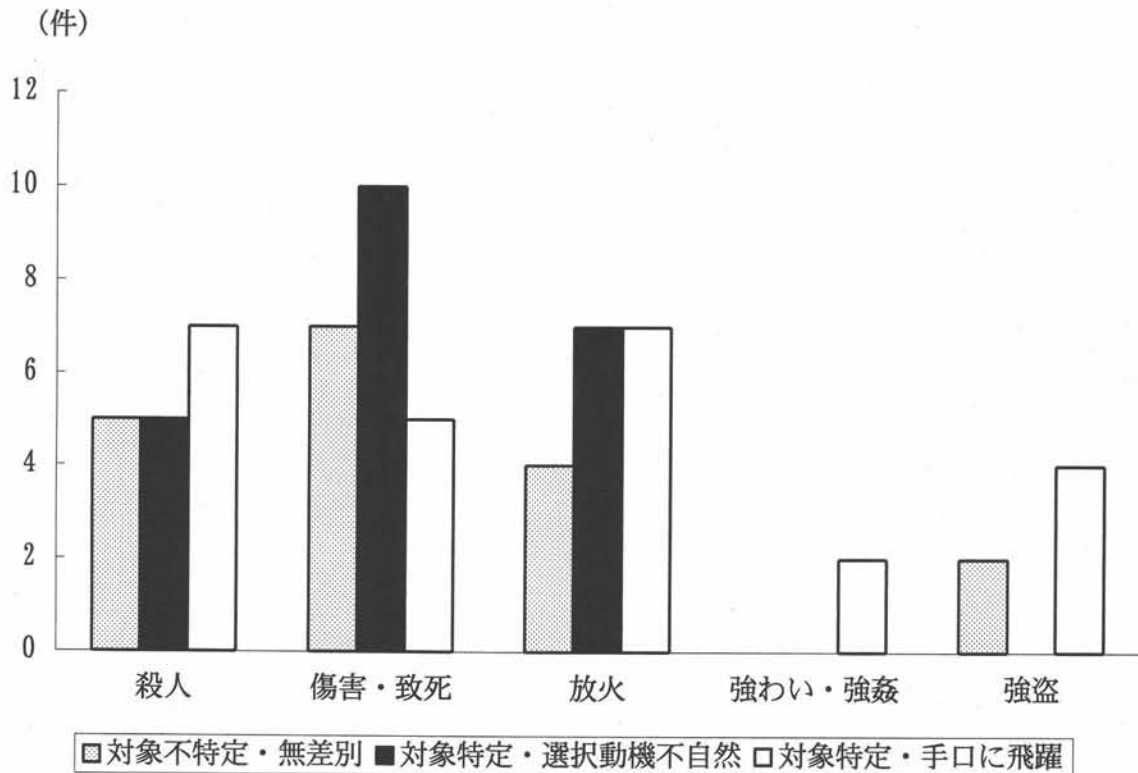
	総数	対象不特定・ 無差別	対象特定・ 選択動機不自然	対象特定・ 手口に飛躍
総数	65	18	22	25
殺人	17	5	5	7
傷害・致死	22	7	10	5
放火	18	4	7	7
強わい・強姦	2	—	—	2
強盗	6	2	—	4

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明及び非該当を除く。

(注91) 強制わいせつ、強姦、強盗は、その犯行態様自体が欲望と直接的に結びついたものであるから、必然的にその限度で了解可能な動機が存在することになり、了解不可能な動機による犯行はまれであると考えられるのに対して、殺人、傷害、傷害致死、放火の場合は、犯行態様自体にはもともと欲望との直接的結びつきは必要なく、ただ合理的な行動をする是非弁別能力ある者が犯行を犯す場合には了解可能な動機が存在するという関係にあるに過ぎないので、動機の異常性のある場合がより顕在化する傾向があるものと思われる。

図168 動機の異常性別件数



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明及び非該当を除く。

(8) 犯行前の飲酒・薬物使用関係

犯行前の飲酒・薬物使用が何らかの影響を与えていた場合の分布については、表164、図170である。群別に見ると、殺人、傷害・致死、放火群に多く、強わい・強姦、強盗群に少ないという傾向が見られることが分かる。

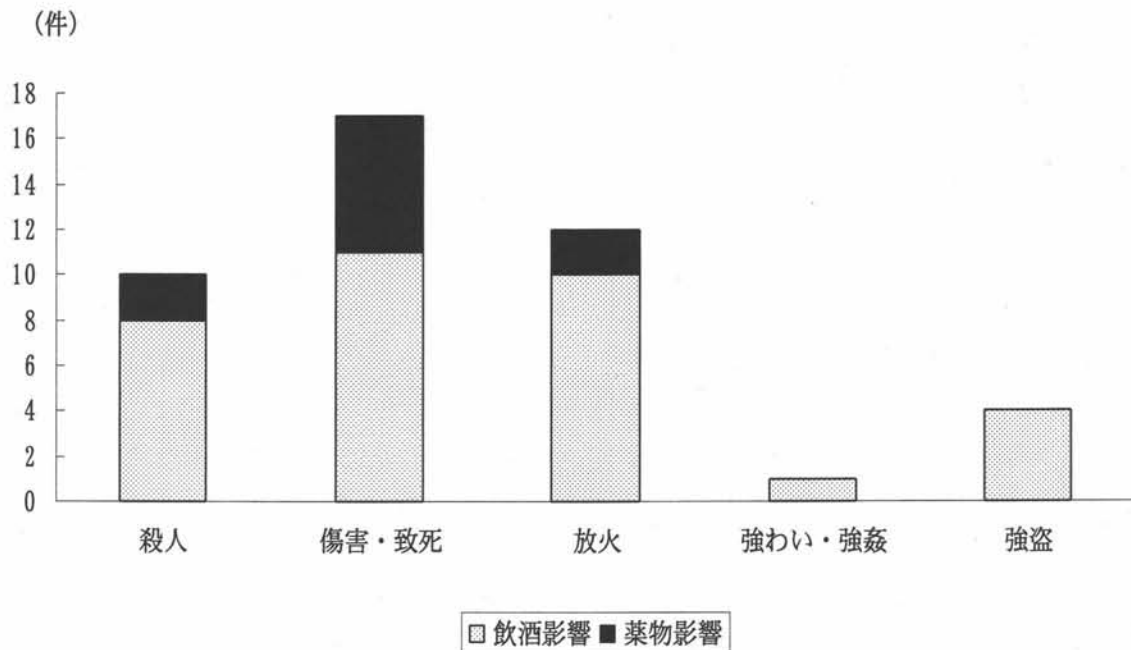
表164 犯行前の飲酒・薬物使用人員

	総数	飲酒影響	薬物影響	全対象者数
総数	44	34	10	163
殺人	10	8	2	38
傷害・致死	17	11	6	50
放火	12	10	2	34
強わい・強姦	1	1	—	19
強盗	4	4	—	22

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 重複回答である。

図169 犯行前の飲酒・薬物使用人員



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

(9) 精神障害

ア 精神障害の種別

再犯時に鑑定、病状照会回答、治療担当医師の供述等精神科医師等の意見に従って裁判所、検察官が認定した精神障害の種別については表165・166、図170・171のとおりである^(注92)。

精神分裂病、アルコール中毒、覚せい剤中毒、精神遅滞の罹患者が多く、特に精神分裂病罹患者の罹患率^(注93)が突出している。

群別に罹患率を見ると、殺人群では、精神分裂病が約55%、アルコール中毒約18%、覚せい剤中毒約16%の順で多く、傷害・致死群では、精神分裂病44%、アルコール中毒24%、覚せい剤中毒16%、放火群では、精神分裂病約35%、アルコール中毒約27%、精神遅滞約24%、強わい・強姦群では、精神分裂病約53%、精神遅滞約32%、人格障害約21%、強盗群では、精神分裂病約55%、アルコール中毒約14%、覚せい剤中毒約14%程度であり、いずれも精神分裂病罹患率が高いものの、傷害・致死群ではアルコール中毒が、放火ではアルコール中毒と精神遅滞が、強わい・強姦群では精神遅滞と人格障害がそれぞれ他に比して罹患率が高いことが目を引く。

(注92) 鑑定書等で認定された病名等については複数選択可として計上したので、対象人員数よりも合計数が過大となっている。

(注93) 研究対象者全体に対する精神障害罹患率=(表165の種別該当数÷本件研究対象者数)×100

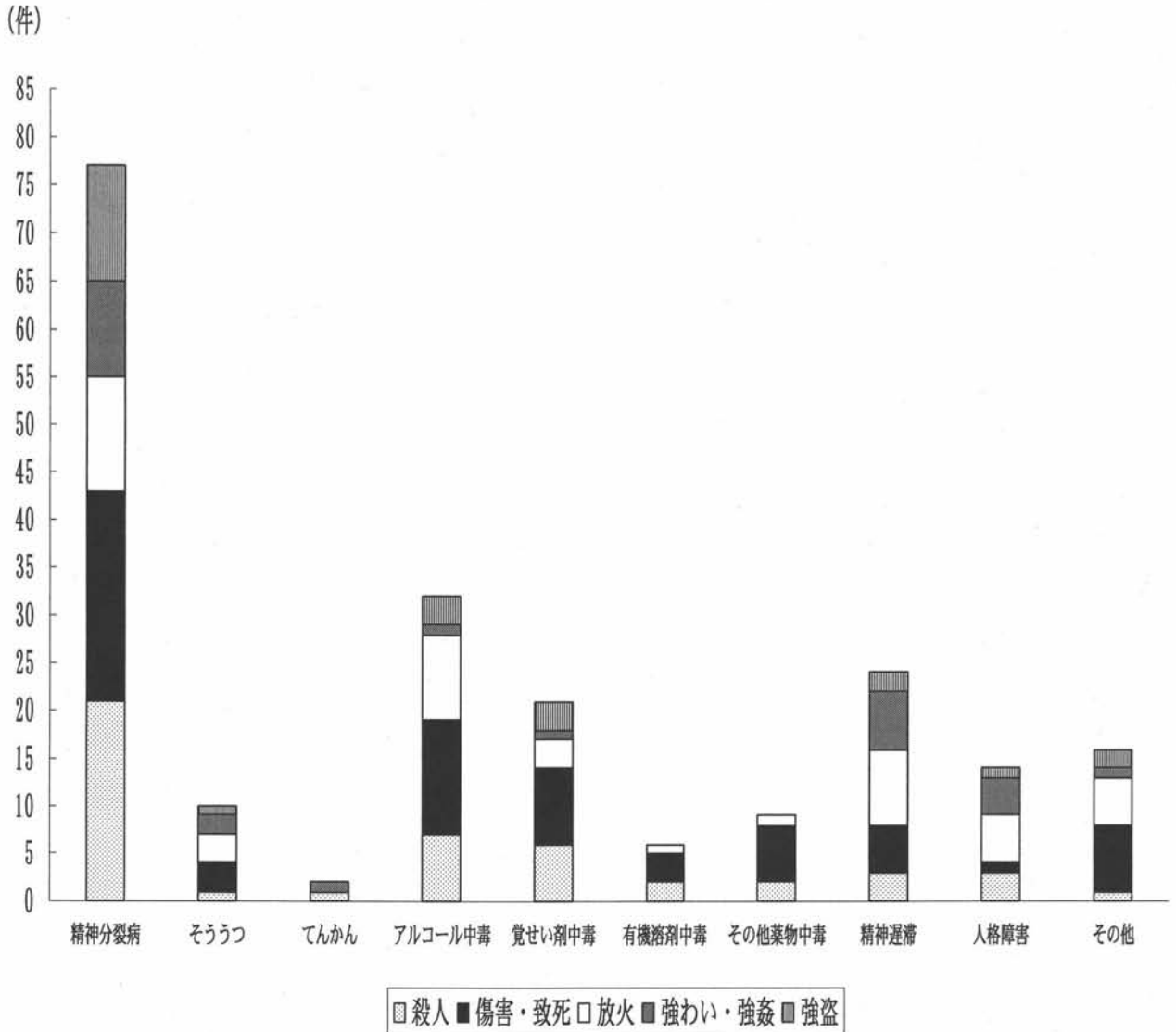
研究対象者中の当該精神障害に罹患している者の割合を指す。例えば、殺人群の精神分裂病に該当する表165の数は21であるから、 $(21 \div 38) \times 100 \approx 55.3$ (%)となる。

表165 認定された精神障害の種別

	総数	精神 分裂病	そう うつ	てん かん	アル コール 中毒	覚せい 剤中毒	有機 溶剤 中毒	その他 薬物 中毒	精神 遅滞	人格 障害	その他
総 数	211	77	10	2	32	21	6	9	24	14	16
殺 人	47	21	1	1	7	6	2	2	3	3	1
傷 害・致死	67	22	3	—	12	8	3	6	5	1	7
放 火	47	12	3	—	9	3	1	1	8	5	5
強わい・強姦	26	10	2	1	1	1	—	—	6	4	1
強 盗	24	12	1	—	3	3	—	—	2	1	2

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

図170 認定された精神障害の種別



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複回答である。

表166 研究対象者全体に対する精神障害罹患率

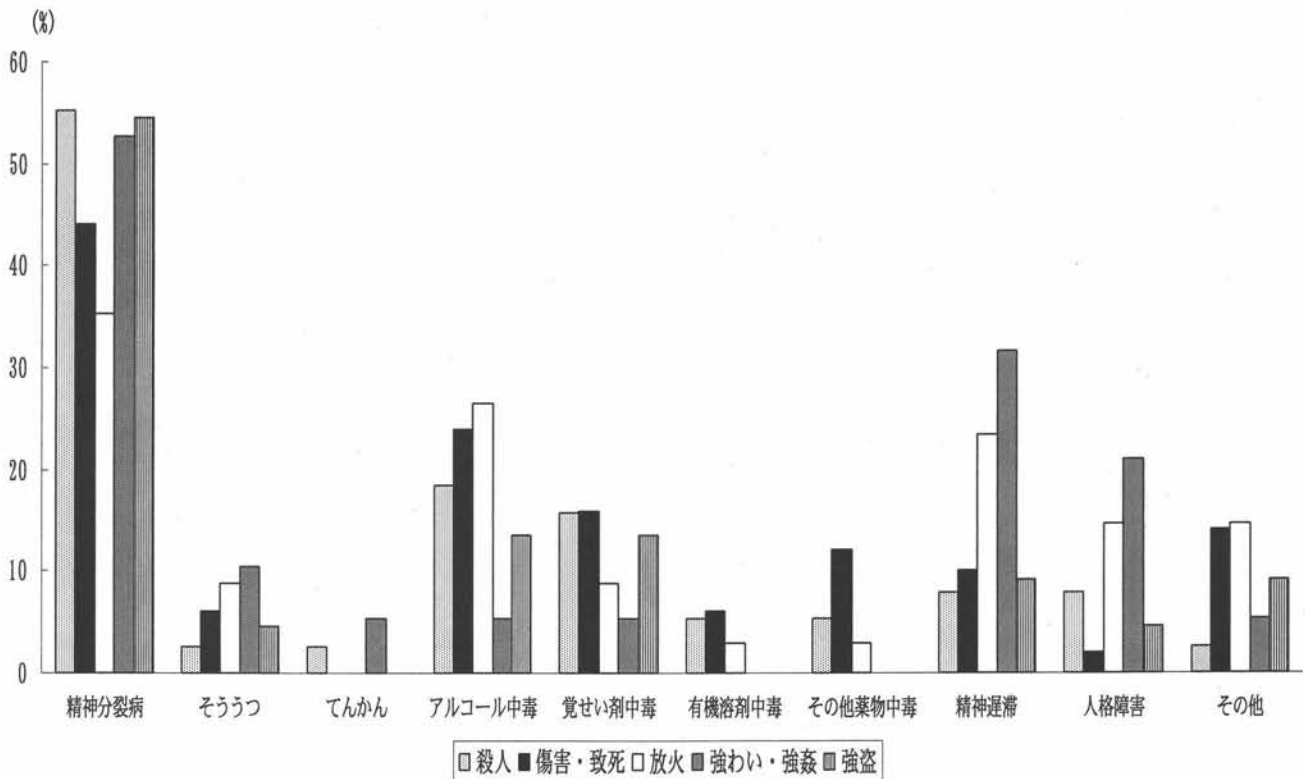
	精神分裂病	そううつ	てんかん	アルコール中毒	覚せい剤中毒	有機溶剤中毒	その他薬物中毒	精神遅滞	人格障害	その他
総計	47.2	6.1	1.2	19.6	12.9	3.7	5.5	14.7	8.6	9.8
殺人	55.3	2.6	2.6	18.4	15.8	5.3	5.3	7.9	7.9	2.6
傷害・致死	44.0	6.0	—	24.0	16.0	6.0	12.0	10.0	2.0	14.0
放火	35.3	8.8	—	26.5	8.8	2.9	2.9	23.5	14.7	14.7
強わい・強姦	52.6	10.5	5.3	5.3	5.3	—	—	31.6	21.1	5.3
強盗	54.5	4.5	—	13.6	13.6	—	—	9.1	4.5	9.1

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 研究対象者全総数に対する精神障害罹患率とは研究対象者中の当該精神障害に罹患している者の占める割合を指す。

研究対象者全体に対する精神障害罹患率=(表165の種別該当数÷本件研究対象者数)×100 例えば、殺人群の精神分裂病に該当する表165の数は21であるから、 $(21 \div 38) \times 100 \approx 55.3$ (%)となる。

図171 研究対象者全体に対する精神障害者罹患率



注 法務総合研究所の調査による。

イ 精神障害の複合

(ア) 複合の有無

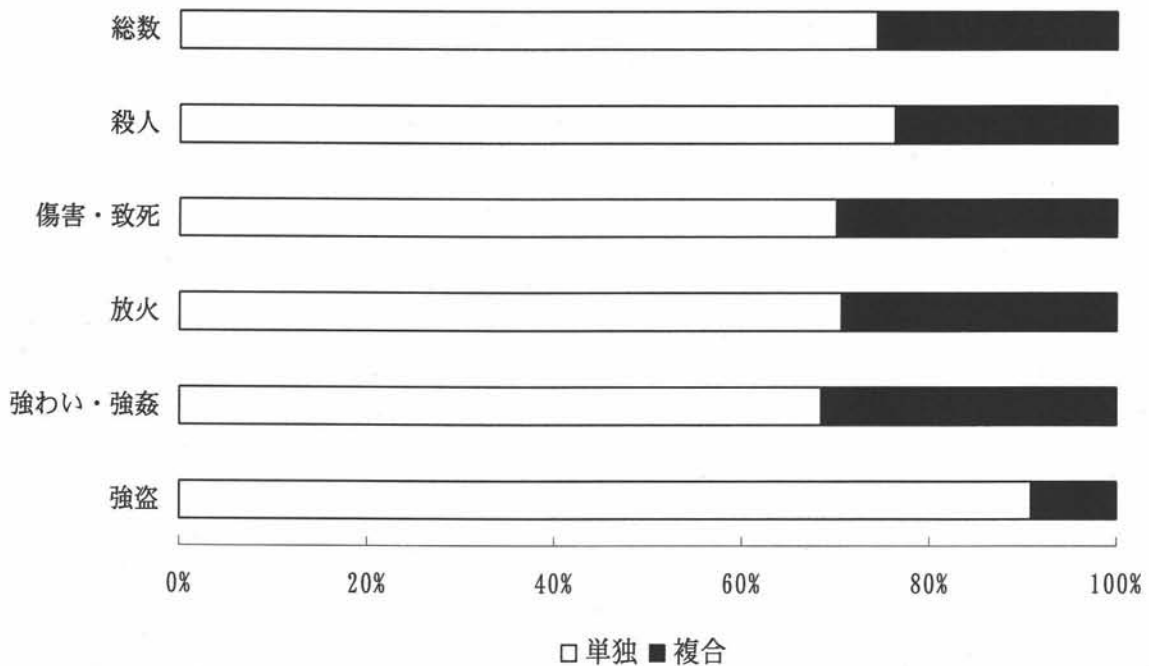
精神障害の罹患が複数にまたがっている場合には、症状も複雑化し、治療も困難が生じるのではないかと思われるが、複数の精神障害に罹患している場合を「複合」型として、単独の精神障害の場合と分類して集計した結果が、表167、図172であり、複合型の割合は低いが、傷害・致死、放火、強わい・強姦群で30%前後程度に達している。

表167 精神障害複合の状況

	総数	単独	複合
総数	163	121	42
殺人	38	29	9
傷害・致死	50	35	15
放火	34	24	10
強わい・強姦	19	13	6
強盗	22	20	2

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 単独とは、1つの精神障害、複合とは2つ以上の精神障害を持つものを示す。

図172 精神障害複合の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 単独とは、1つの精神障害、複合とは2つ以上の精神障害を持つものを示す。

(イ) 複合型内訳

前記複合型のうち、タイプ別に内訳を見たのが、表168・169、図173である。「薬物中毒・アルコール(酒精)中毒」に他の精神障害が加わっているタイプ、「精神遅滞」に他の精神障害が加わっているタイプ、「人格障害」に他の精神障害が加わっているタイプの3類型に分けて集計した(2類型以上にまたがっている場合は重複して計上した)。

全体として見ると、薬物・アルコール中毒に他の精神障害が加わった者の割合が高い。群別に見ると、傷害・致死群では、薬物・アルコール中毒の複合型が、放火群では、全般的に他の群より複合型の割合が高いが、その中でもやはり薬物・アルコール中毒の複合型が高く、強わい・強姦群も同様に複合型の割合が高いが、その中でも人格障害の複合型が高いことが分かる。

表168 精神障害複合型内訳人員

	総数	薬物・酒精中毒 と他の精神疾患	精神遅滞と他 の精神疾患	人格障害と他 の精神疾患	研究対象全総数
総数	57	31	12	14	163
殺人	12	6	3	3	38
傷害・致死	17	13	3	1	50
放火	17	8	4	5	34
強わい・強姦	8	2	2	4	19
強盗	3	2	—	1	22

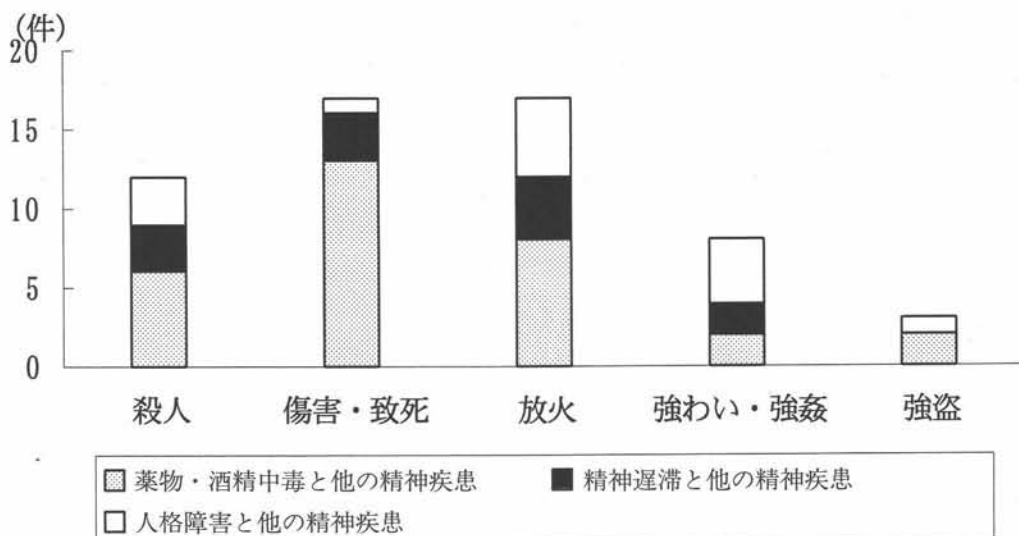
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 2類型以上は、重複回答である。

表169 精神障害複合型の研究対象者全総数に対する罹患率

	薬物・酒精中毒 と他の精神疾患	精神遅滞と他 の精神疾患	人格障害と他 の精神疾患
総数	19.0	7.4	8.6
殺人	15.8	7.9	7.9
傷害・致死	26.0	6.0	2.0
放火	23.5	11.8	14.7
強わい・強姦	10.5	10.5	21.1
強盗	9.1	—	4.5

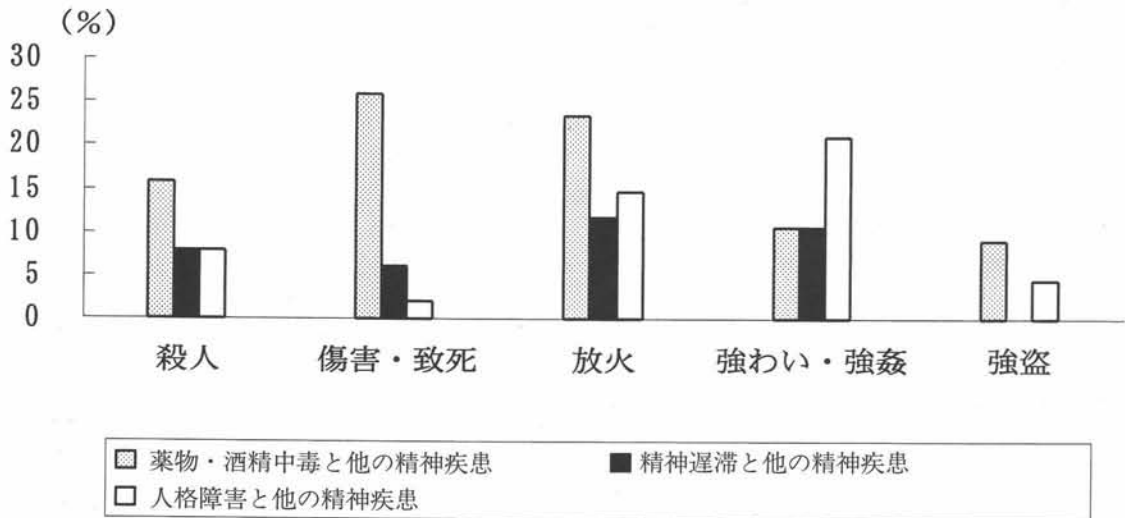
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 研究対象者全総数に対する罹患率とは研究対象全総数中の当該精神障害複合型に罹患している者の占める割合を指す。

図173 複合型内訳人員



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 2類型以上は、重複回答である。

図174 精神障害複合型の研究対象者全総数に対する罹患率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 研究対象者全総数に対する罹患率とは研究対象全総数中の当該精神障害複合型に罹患している者の占める割合を指す。

4 鑑定関係

(1) 鑑定の種別と結論

精神障害により是非弁別能力ないしこれに従って行動する能力に問題がある場合には、精神鑑定をした上で刑事処分を決定することになるが、起訴前の段階の「簡易鑑定」、起訴前正式鑑定、起訴後の段階の「起訴後正式鑑定」の3段階によって、その結論(完全責任能力、心神耗弱、心神喪失、その他^(注94))の分布状況をみたところ、表170、図175のとおりの結果が得られた^(注95)。

いずれも、簡易鑑定、起訴前正式鑑定、起訴後正式鑑定の順で件数が少なくなるが、責任能力に疑問がある場合、通常は、まず、簡易鑑定を行い、明白に心神喪失のものについては不起訴とし、不明確な場合には起訴前の正式の精神鑑定を行うといった事件の選別をしており、起訴後に責任能力が争われた場合には、起訴前の鑑定の結果を法廷に顕出して明らかにし、起訴後の鑑定がなされるのは例外的場合に過ぎないからである。

群別に見ると、殺人群では、全体的に鑑定の件数が多い上、簡易鑑定、起訴前正式鑑定段階で心神喪失とされたものと並んで「その他」とされたものが多い。結論が明示されていないものであって、専門家でも判断が困難な限界的事例が多いためと思われる。他の群では簡易鑑定での心神喪失が多いほか、特に目立った特徴はない。

(注94) その他には、①心神喪失・心神耗弱、完全責任能力のいずれとも結論を下していないか択一的判断のため結論が不明確、②もう一度別の鑑定(正式鑑定等)をすべきである旨の意見に留まるもの等が含まれる。

(注95) 責任能力に関する判断は司法(検察官もしくは裁判官)の専権に委ねられており、鑑定において心神喪失という趣旨の結論が示されても法律上はそれに拘束される理由はないが、大多数の事件は、精神科医師の専門家としての判断を尊重してそのような場合には心神喪失と判断しているので、ここでは、便宜上、是非弁別能力あるいはこれに従って行動する能力なしという鑑定結果がでた場合を「心神喪失」、このような能力が著しく減弱しているとの結果が出た場合を「心神耗弱」、是非弁別能力とこれに従って行動する能力が心神耗弱に至らない場合に「完全責任能力」として分類した。